（案）

別紙2

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	地方税に関する事務　全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、地方税の賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

新宿区長

特定個人情報保護委員会　承認日【行政機関等のみ】

公表日

[平成26年4月　様式4]

項目一覧

Ⅰ　基本情報
（別添1）事務の内容
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
Ⅳ　その他のリスク対策
Ⅴ　開示請求、問合せ
Ⅵ　評価実施手続
（別添3）　変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税に関する事務
②事務の内容　※	1　特別区民税・都民税、軽自動車税の賦課、収納、滞納整理関連業務 (1)特別区民税・都民税の賦課 地方税法に基づき、1月1日に新宿区に居住している住民等に対し、各種申告情報に基づき、住民税額を計算し、賦課決定する。 ア　住民税申告書＝住民から申告があり紙で入手する。 イ　確定申告書＝税務署に申告されたものを、国税連携システムによりデータで入手する。 ウ　給与支払報告書＝企業から紙、光ディスクで提出され入手する。または、eLTAXシステムにより電子申告された場合は審査システムからデータで入手する。 エ　公的年金等支払報告書＝年金保険者から紙で提出され入手する。または、eLTAXシステムにより電子申告された場合は審査システムからデータで入手する。 オ　その他、他自治体から申告情報を取得し、申告情報は課税資料管理システムにより、管理する。 ・取得した申告情報の一部を委託業者に提供し、電子データ化する。 ・各種申告情報・電子データを税務情報トータルシステムに取り込み、賦課情報を作成する。 ・住民基本台帳と照合又は住基ネットに照会し、本人特定を実施し、複数資料の名寄せを行う。 ・他自治体の資料については当該自治体へ回送する。 ・賦課決定された税額等を税額通知書として出力し、封入封緘業務を業者に委託する。 ・納税義務者・各企業・年金保険者へ税額を通知する。 ・作成された賦課情報を中間サーバーに登録し、また、庁内他課へ移転する。 ・退職、転勤等の理由で、特別徴収義務者から給与の支払を受けなくなった場合、給与所得者異動届出書の提出を受け、徴収方法等の変更、賦課情報等の更新を行う。 ・生活保護受給や災害による減免申請があった場合は、収入等の調査を行い、減免可否を決定し、特別区民税・都民税減免可否決定通知書を納税義務者に通知する。 (2)軽自動車税の賦課 地方税法に基づき、軽自動車等に対し、4月1日現在の所有者に車種等により賦課決定する。 ・登録、名義変更 ア　新宿ナンバー＝住民等から軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書の提出を受け、税務情報トータルシステムに入力し、標識交付証明書、標識番号(ナンバープレート)を交付する。 イ　練馬ナンバー＝住民等から全国軽自動車協会連合会を通じて軽自動車税申告書(報告書)の提出を受け、税務情報トータルシステムに入力する。 ・廃車についても同様の流れによる。 ・上記手続きにより把握した所有者に賦課決定する。 ・賦課決定した納税通知書を封入封緘業者に委託し、納税義務者に送付する。 ・軽自動車税減免申請書を受け付け、該当者には軽自動車税減免決定通知書を送付する。 (3)収納 地方税法に基づき、賦課された特別区民税・都民税の収納情報を管理する。 ・指定金融機関等から住民等が納付、納入した情報を入手し、データ化し、税務情報トータルシステムに登録する。 ・賦課、収納情報に基づき、住民からの申請に応じて課税・非課税・納税証明書を発行する。 ・過納付若しくは誤納付が生じた場合、還付・充当通知書を出力し、住民等に通知する。 (4)滞納整理 地方税法、国税徴収法に基づき、特別区民税・都民税、軽自動車税を滞納している個人及び法人(以下「滞納者」という。)に対し、納税交渉、催告、調査、滞納処分等を行う。 ○督促に関する業務 地方税法に基づき、納期限までに完納しない住民等の未納税額等の督促状を印刷する。印刷した督促状を封入封緘委託事業者に引き渡し、封入封緘を行い、住民等に督促状を送付する。 ○催告書の送付 滞納者の未納税額等の情報を催告書用データファイルに出力し、催告書を印刷する。印刷した催告書を封入封緘委託事業者に引き渡し、封入封緘を行い、新宿区に納品後、滞納者に催告書を送付する。 ○納税交渉 滞納者との納税交渉により、納付意志があるにも関わらず完納に至らない場合、分割納付、徴収・換価猶予を行う。分割納付、徴収・換価猶予の入力は滞納整理支援システムで行い、税務情報トータルシステムへ連携される。 ○各種調査 地方税法、国税徴収法に基づき、納付意志の無い滞納者について、官公署に対する実態調査及び金融機関等に対する財産調査を行う。 ○滞納処分 地方税法、国税徴収法に基づき、各種調査結果に応じて、滞納処分を行う。 ・差押、参加差押、交付要求 地方税法、国税徴収法に基づき、財産がある場合、差押・参加差押・交付要求を行う。差押・参加差押・交付要求の入力は滞納整理支援システムで行い、税務情報トータルシステムへ連携される。処分結果

	は滞納者及び関係者へ通知する。 ・公売、配当、充当 地方税法、国税徴収法に基づき、納付意志がない場合、公売、配当、充当を行う。公売、配当、充当の入力は滞納整理支援システムで行う。処分結果は滞納者及び関係者へ通知する。 ・執行停止 地方税法に基づき、各種調査の結果、財産がないことが判明した場合、執行停止処理を行う。 ・不納欠損 地方税法に基づき、時効及び執行停止により徴収権が消滅した場合、不納欠損処理を行う。 (5)共通 ○ 情報照会 ・番号法別表第二に基づき、地方税に関する事務について、中間サーバーに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会を行う。 ○ 情報提供 ・他機関からの情報照会に対応するため、地方税に関する事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。	
③対象人数	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	税務情報トータルシステム
②システムの機能	地方税法に基づく、特別区民税・都民税及び軽自動車税の賦課徴収等を管理するシステム 1　住民税賦課機能 賦課、納税通知書の発行、課税状況照会 2　軽自動車税賦課機能 賦課、納税通知書の発行 3　収納機能 収納管理、納付書の発行、証明書の発行、充当・還付 4　滞納管理機能 督促、催告、差押の管理、延滞金等の税額計算
③他のシステムとの接続	[　]情報提供ネットワークシステム　　[○]庁内連携システム [　]住民基本台帳ネットワークシステム　　[○]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等　　[　]税務システム [　]その他　（　）

システム2～5

システム2

①システムの名称	団体内統合宛名等システム
②システムの機能	1　番号の管理 統合宛名番号の新規付番、及び個人番号・統合宛名番号・宛名コードの関連付けを行う。 2　統合宛名番号の検索 住所・氏名等を検索条件とした統合宛名番号検索を行う。 3　中間サーバー用データの転送機能 各業務から提供された庁外提供用データを中間サーバーへ転送する。 4　情報提供ネットワークシステムとの情報連携 各業務からの情報提供ネットワークシステムあて情報照会要求を中間サーバーへ転送し、情報提供ネットワークシステムからの照会結果を中間サーバーから受取る。
③他のシステムとの接続	[　]情報提供ネットワークシステム　　[　]庁内連携システム [　]住民基本台帳ネットワークシステム　　[○]既存住民基本台帳システム [　]宛名システム等　　[○]税務システム [○]その他　（中間サーバ、国保情報トータルシステム等の基幹システム　）

システム3

①システムの名称	審査システム（eLTAX）
②システムの機能	地方税ポータルシステム（eLTAX）は、地方税の電子化を推進することにより、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成17年1月に運用を開始した。 地方税ポータルセンタ（eLTAX）で受付した地方税における電子申告、電子申請・届出に係るデータは、総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じて、各地方公共団体の審査システムで受領する。受信サーバーの機能を利用して、受信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード等を行っている。 1　給与支払報告書や公的年金等支払報告書のダウンロード機能 2　特別徴収税額通知データの送信機能 3　申告データ審査・照会機能 4　申請・届出データ審査・照会機能
③他のシステムとの接続	[　]情報提供ネットワークシステム　　[　]庁内連携システム [　]住民基本台帳ネットワークシステム　　[　]既存住民基本台帳システム [　]宛名システム等　　[　]税務システム [○]その他　（総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じて地方税ポータルセンタと接続　）

システム4	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用を開始した。 国税庁にe-TAXで申告された所得税申告書等データ及び国税庁に書面で申告された所得税申告書等データ(国税連携データ)は、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ、各地方公共団体へ送信される。受信サーバーの機能を利用して、受信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送などを行っている。 1 確定申告データ(e-TAXデータ、KSKデータ)ダウンロード機能 2 確定申告イメージデータ(KSKイメージデータ)ダウンロード機能 3 確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能 4 団体間回送機能
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム [○]その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて地方税ポータルセンタと接続)
システム5	
①システムの名称	課税資料管理システム
②システムの機能	1 課税資料の画像ファイルの管理 2 画像イメージの印刷 3 課税資料、区民情報等の取込み
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム [○]その他 (媒体、NAS(小型サーバ)等での課税資料、住民情報等の取込み)
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	1 機構への情報照会 ・ 住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーとした本人確認情照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 2 本人確認情報検索 4情報の組合せをキーに本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム [ ]その他 ( )

システム7	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 符号管理機能 符号管理機能は、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8 セキュリティ管理機能 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10 システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れの情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	[○]情報提供ネットワークシステム　[ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム　[ ]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等　[ ]税務システム [ ]その他 ( )

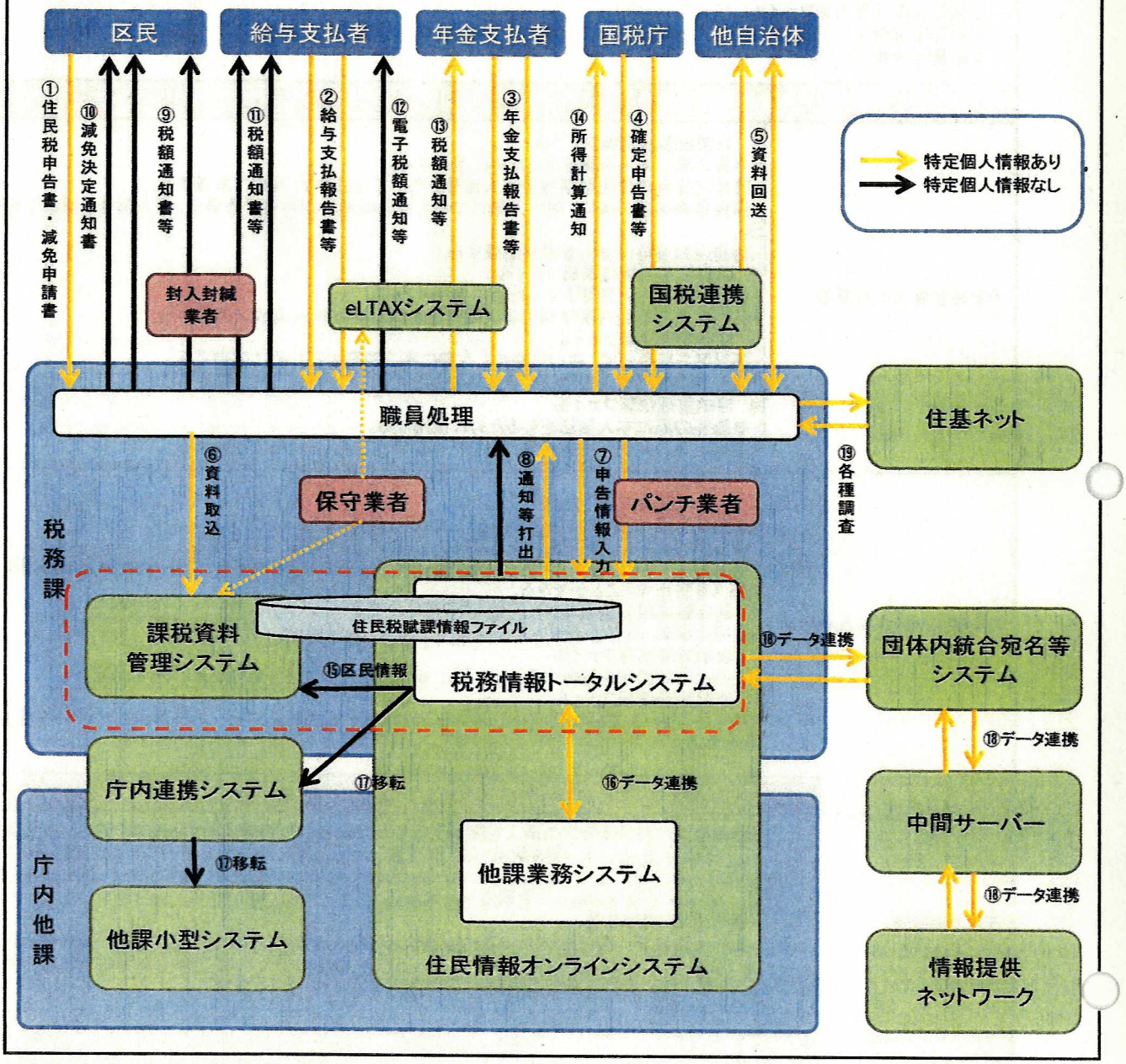
システム8	
①システムの名称	滞納整理支援システム
②システムの機能	1 データ連携機能 業務システム及び電話催告システムと賦課・収納・滞納処分・電話催告に関するデータについて日々連携する。 2 滞納処分業務管理機能 滞納処分に関する情報を記録・管理する。 3 帳票出力機能 納付書・催告書等を出力する。
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム　[ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム　[ ]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等　[○]税務システム [○]その他 (電話催告システム)

システム9	
①システムの名称	電話催告システム
②システムの機能	1　データ連携機能 滞納整理支援システムと賦課・収納・滞納処分・電話催告に関するデータについて日々連携する。 2　電話催告業務管理機能 電話催告対象者の抽出・進捗状況を記録・管理する。
③他のシステムとの接続	[　]情報提供ネットワークシステム　　[　]庁内連携システム [　]住民基本台帳ネットワークシステム　　[　]既存住民基本台帳システム [　]宛名システム等　　[　]税務システム [○]その他　（滞納整理支援システム　　）
システム10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
1　住民税賦課情報ファイル 2　軽自動車税管理情報ファイル 3　収納管理情報ファイル 4　滞納整理情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	1　住民税賦課情報ファイル ・申告の際に本人確認をするために使用する。 ・区外在住者の住民票情報を個人番号を用いて住基ネット経由で取得する。 ・課税事務処理の際に、同一人物について複数の資料が存在する場合、個人番号を用いて名寄せを行う。 ・税額通知書等に個人番号を記載する。 2　軽自動車税管理情報ファイル ・申告の際に本人確認をするために使用する。 ・区外在住者の住民票情報を個人番号を用いて住基ネット経由で取得する。 3　収納管理情報ファイル ・納付書を持参せず、窓口に来庁した際に本人確認するために使用する。 ・届出等の際に本人確認をするために使用する。 4　滞納整理情報ファイル ・申請等の際に本人確認をするために使用する。 ・再転出者の住民票情報を個人番号を用いて住基ネット経由で取得する。
②実現が期待されるメリット	1　住民税賦課情報ファイル ・正確な所得・控除情報を把握することにより、賦課が正しく行われる。 ・各種課税資料をより正確かつ効率的に名寄せ・突合することができる。 ・他区市町村間との課税資料の回送が正確かつ効率的に実現可能となり、課税対象者の錯誤による課税ミスを防止することができる。 2　軽自動車税管理情報ファイル ・正確な車両・所有者情報を把握することにより、賦課が正しく行われる。 3　収納管理情報ファイル ・正確な収納情報を把握することにより、収納管理・還付充当処理が正しく行われる。 4　滞納整理情報ファイル ・正確な滞納・徴収緩和情報を把握することにより、滞納処分・猶予・執行停止等税の公平負担が正しく行われる。
5. 個人番号の利用　※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第一の16の項（地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの） ・番号法第9条第3項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条（地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務） ・地方税法等
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 （別表第二における情報提供の根拠）：第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120項 （別表第二における情報照会の根拠）：第27項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長	税務課長　高木　信之
8. 他の評価実施機関	

（別添1）事務の内容

特別区民税・都民税の賦課

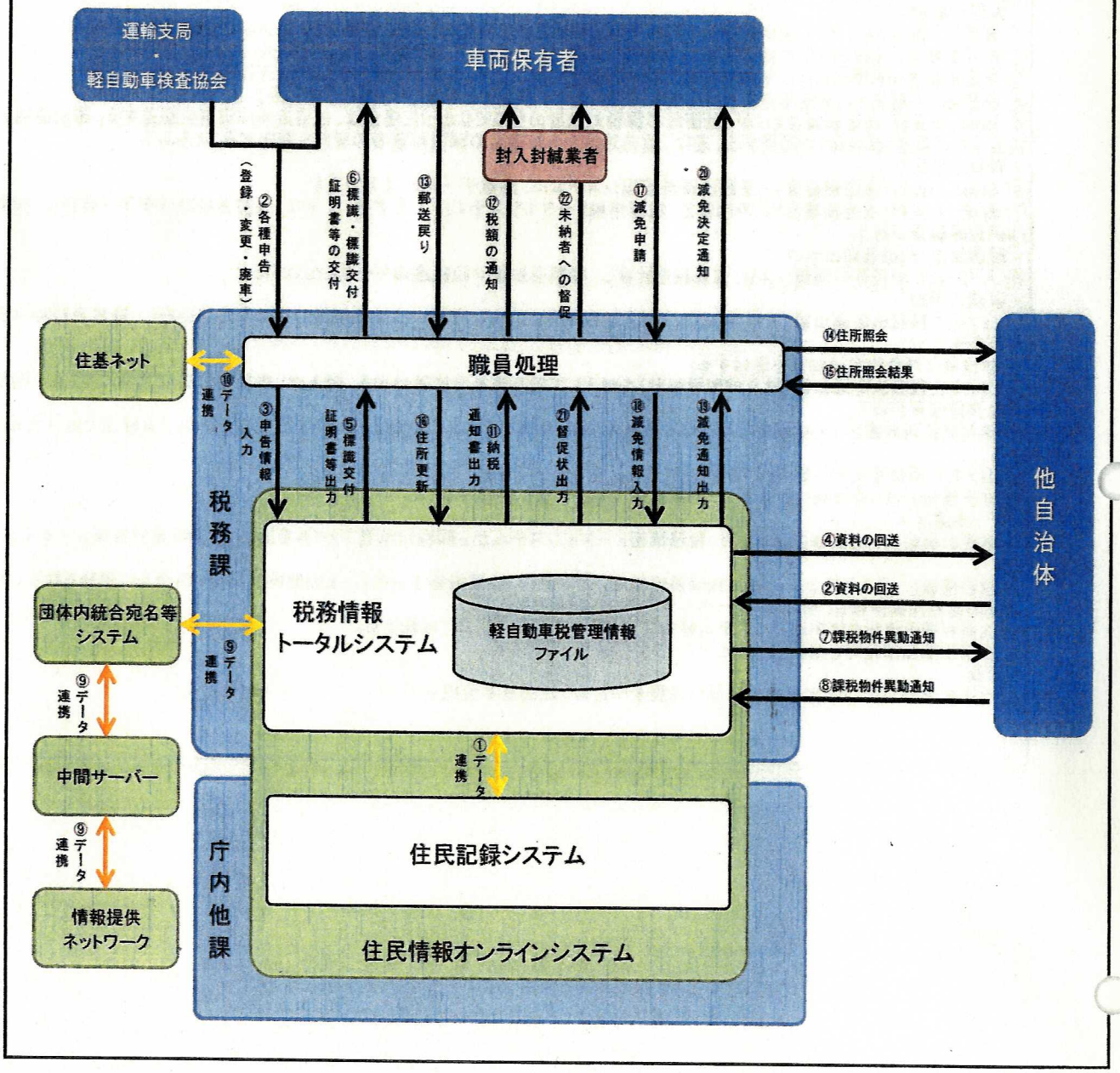


（備考）

特別区民税・都民税の賦課業務
＜資料の取得＞
① 区民から提出された住民税申告書及び該当者から提出された減免申請書を取得する。郵送または窓口で取得する。
② 給与支払者から提出された給与支払報告書等を取得する。eLTAXシステム経由または郵送（紙媒体）で取得する。
③ 年金支払者から提出された年金支払報告書等を取得する。eLTAXシステム経由または郵送（紙媒体）で取得する。
④ 税務署から提供される確定申告書等を国税連携システム経由または郵送（紙媒体）で取得する。
⑤ 取得した資料（法定調書含む）が、新宿区の課税対象者のものでなかった場合は、他自治体に資料を回送する。国税連携システム経由または郵送（紙媒体）で回送する。逆に、他自治体から新宿区の課税対象者の資料を取得することもある。
＜資料の取込＞
⑥ 取得した資料（法定調書含む）を課税資料管理システムに、画像データとして取り込む。
⑦ 取得した資料（法定調書含む）の内容を、税務情報トータルシステムに入力する。入力は、当初課税時は業者に委託し、経常課税時は税務課職員が行う。
＜賦課決定・税額通知出力＞
⑧ 入力された所得等の情報により、住民税を計算し、税額通知書や税額通知データを出力する。
＜税額の通知＞
⑨ 出力した税額決定通知書（普通徴収分）を封入して区民に送付する。封入は、当初発付時は業者に委託し、経常発付時は税務課職員が行う。
⑩ 該当者に減免決定通知書を送付する。
⑪ 出力した税額決定通知書（給与特別徴収分）を封入して給与支払者に送付する。封入は、当初発付時は業者に委託し、経常発付時は税務課職員が行う。
⑫ 給与支払報告書をeLTAX経由で取得した場合は、⑩に加えて、出力した税額通知データをeLTAXシステム経由で給与支払者に通知する。
⑬ 出力した税額通知データ（年金特別徴収分）をeLTAX経由で年金支払者に通知する。
⑭ 申告情報の誤り等があった場合は、所得金額等を税務署に通知する。
＜データ連携＞
⑮ 区民の異動状況を反映させるため、税務情報トータルシステムから課税対象者ファイルを出力し、課税資料管理システムに取り込む。
⑯ 税務情報トータルシステムの住民税関係情報は、逐次的に、住民情報オンライン上の他課の業務システムに連携される。同様に、他課の業務関係情報も、税務情報トータルシステムに連携される。
⑰ 住民税関係情報を庁内連携システム経由で、他課の小型システムに移転する。
⑱ 住民税関係情報等を情報提供ネットワークから照会、提供する。
＜調査＞
⑲ 回送先調査や税額決定通知書の送付先調査のため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する。

（別添1）事務の内容

軽自動車税の賦課

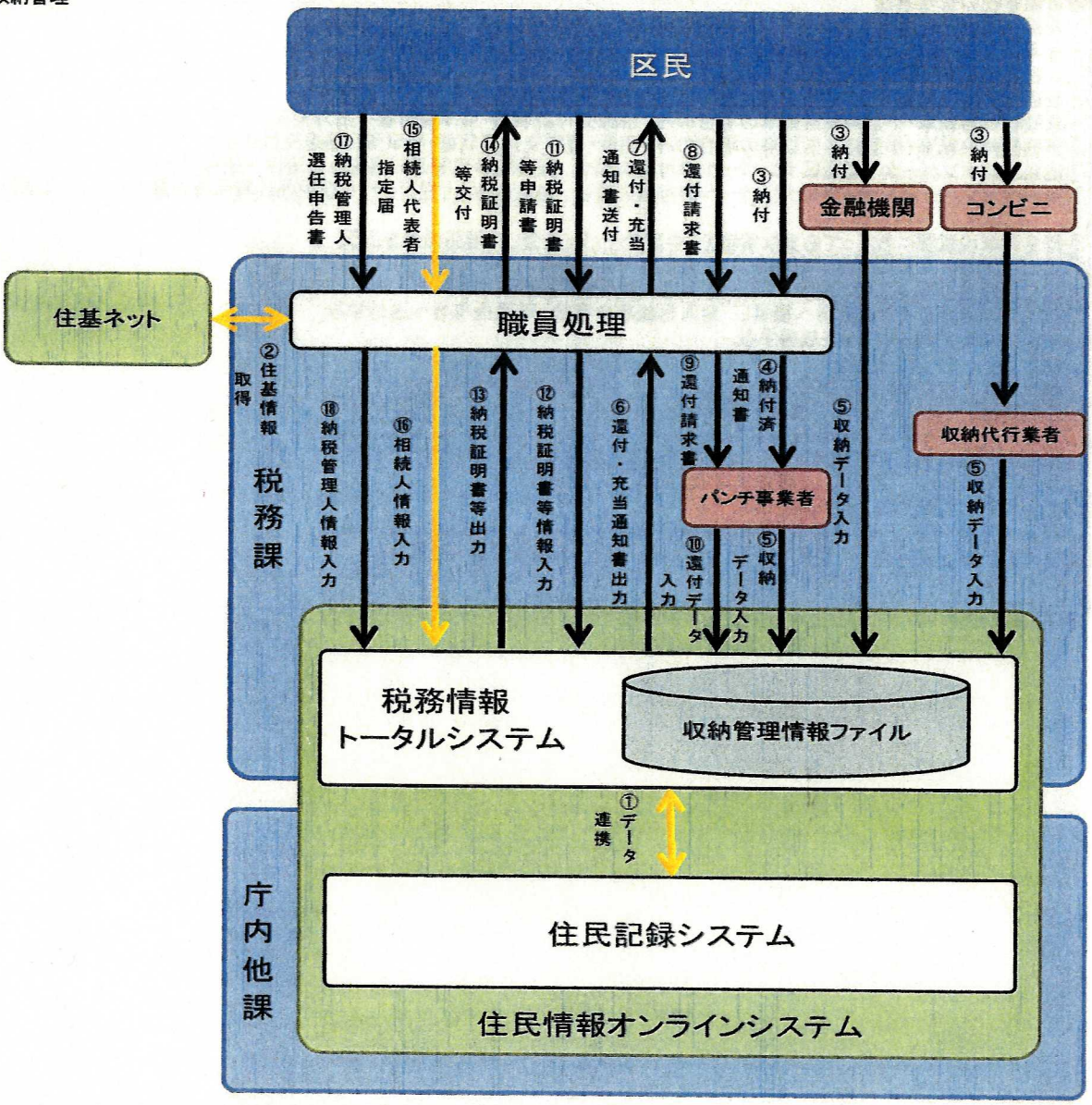


（備考）

軽自動車税の管理業務
①各種住民情報を他課業務システムよりデータ連携により取得する。
②車両保有者、運輸支局・軽自動車検査協会、他自治体より申告書を取得する。
③申告書情報を税務情報トータルシステムに入力する。
④新宿区の課税対象者でない場合は、他自治体へ資料を回送する。
⑤原動機付自転車・小型特殊自動車の場合のみ、標識交付証明書・廃車受付書を出力する。
⑥原動機付自転車・小型特殊自動車の場合のみ、標識・標識交付証明書・廃車受付書を交付する。
⑦他自治体ナンバーから新宿区ナンバーへの付替の場合、課税物件異動通知書を他自治体へ送付する。
⑧新宿区ナンバーから他自治体ナンバーへの付替の場合、他自治体より送付された課税物件異動通知書をもとに、廃車の入力を行う。
⑨軽自動車税賦課にあたって必要な情報を、中間サーバーを介して情報照会を行う。
⑩区外在住者の住民票関係情報を住基ネット経由で取得する。
⑪軽自動車税課税対象者を抽出し、税額を決定、納税通知書を出力する。
⑫納税通知書を封入封緘業者へ提供し、封入封緘業作業後、車両保有者へ送付する。
⑬納税通知書の郵送戻り分を取得する。
⑭他自治体へ住所照会を行う。
⑮他自治体より住所照会の回答を受け取る。
⑯税務情報トータルシステムの住所を更新する。
⑰車両保有者から減免申請を受け付ける。
⑱減免申請書の情報を税務情報トータルシステムに入力する。
⑲税務情報トータルシステムより減免決定通知書を打ち出す。
⑳車両保有者に減免決定通知書を送付する。
㉑税務情報トータルシステムより、軽自動車税の滞納者を抽出し、督促状を出力する。
㉒督促状を封入封緘業者へ提供し、封入封緘業作業後、車両保有者へ送付する。

（別添1）事務の内容

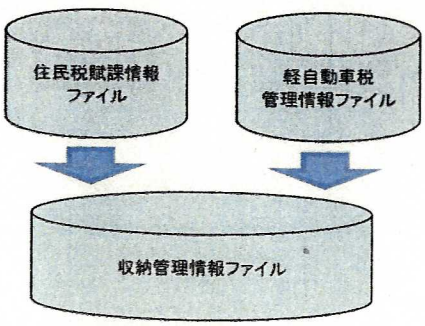
収納管理



（備考）

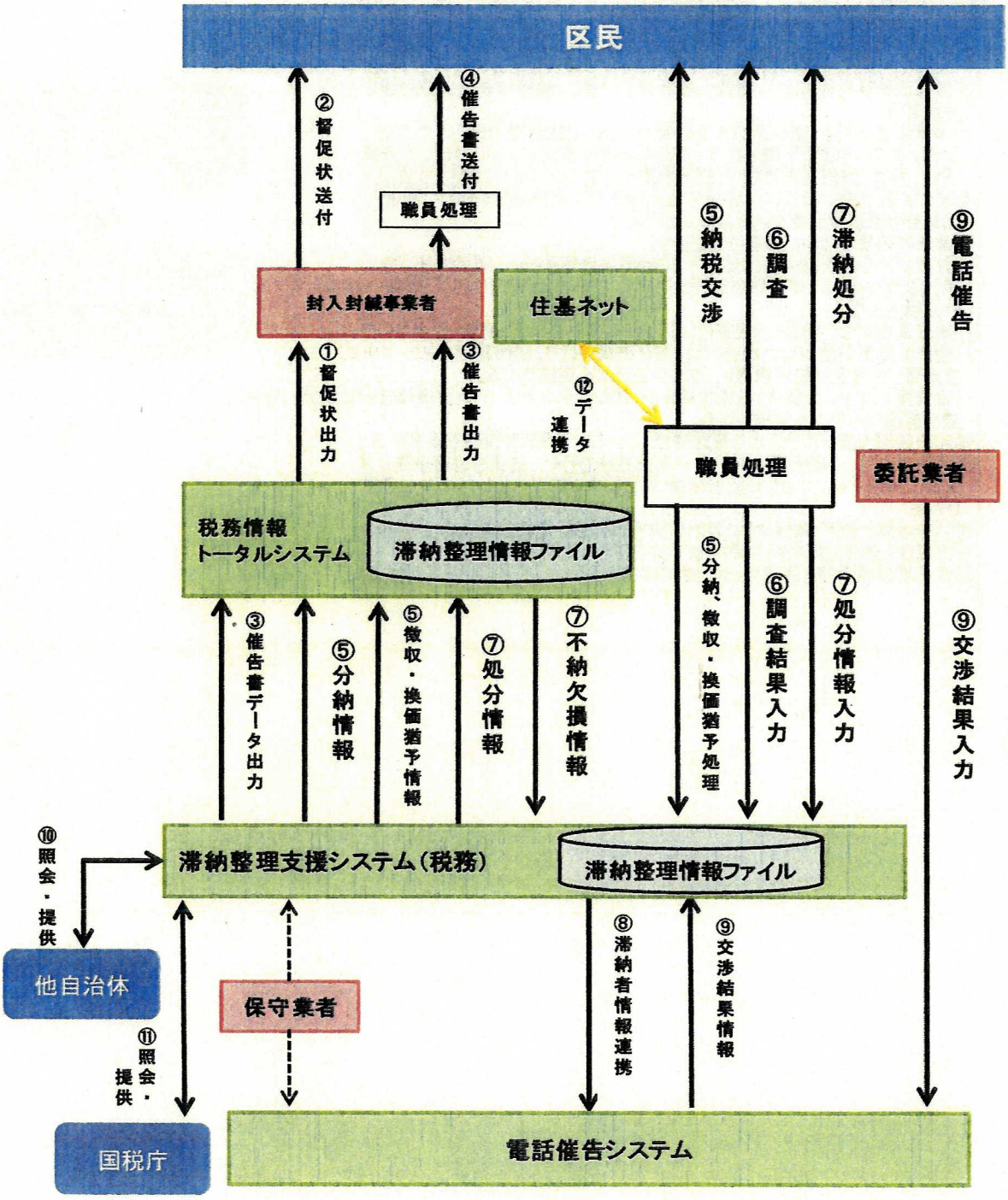
住民税の収納業務

①住民税賦課情報と軽自動車税管理情報を収納管理情報ファイルに登録する。
②区外在住者の住民票関係情報を住基ネット経由で取得する。
③金融機関、コンビニ、区役所税務課、特別出張所で、住民税・軽自動車税を納付。
④区役所税務課、特別出張所で収納した住民税・軽自動車税については、
納付済通知書パンチ事業者に提供する。
⑤収納データを税務情報トータルシステムに登録する。
⑥過誤納金がある場合には、還付通知書、充当通知書を出力する。
⑦区民等に還付通知書、充当通知書を送付する。
⑧区民等から還付請求書を取得する。
⑨還付請求書をパンチ事業者に提供する。
⑩還付データを税務情報トータルシステムに登録する。
⑪区民等から納税証明書、課税証明、非課税証明の申請を受付する。
⑫納税証明書、課税証明、非課税証明の情報を税務情報トータルシステムに入力する。
⑬納税証明書・課税証明・非課税証明を出力する。
⑭区民等に納税証明書・課税証明・非課税証明を交付する。
⑮区民等から相続人代表指定届を受付する。
⑯相続人情報を税務情報トータルシステムに登録する。
⑰区民等から納税管理人選任・変更・解任申請書を受付する。
⑱納税管理人情報を税務情報トータルシステムに登録する。



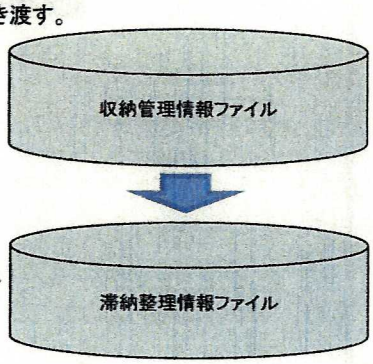
（別添1）事務の内容

滞納整理



（備考）

住民税の滞納整理業務
①税務情報トータルシステムより督促状を出力し、封入封緘事業者へ引き渡す。
②封入封緘事業者は住民に督促状を送付する。
③滞納整理支援システムより催告書データを出力、出力したデータを税務情報トータルシステムへ連携、税務情報トータルシステムより催告書を出力し、封入封緘事業者へ引き渡す。
④封入封緘事業者により、職員へ催告書を納品し、職員は住民に催告書を送付する。
⑤納税交渉を行い、納付意思がある場合には、滞納整理支援システムで分割、徴収・換価猶予処理を行う。滞納整理支援システムで処理した分納情報、徴収・換価猶予情報は税務情報トータルシステムへ連携される。
⑥納付意思がない場合には住民や他自治体等に財産調査を行い、調査結果を滞納整理支援システムに入力する。
⑦調査の結果に応じて滞納処分を行う。
・（財産がある場合）差押・参加差押・交付要求処理を行い、結果に基づき、処分通知を行う。 滞納整理支援システムで処理した情報は税務情報トータルシステムへ連携される。
・（納付意思がない場合）公売を行い、公売結果に基づき、配当・充当を行う。
・（調査の結果財産がない場合）執行停止処理を行う。滞納整理支援システムで処理した情報は税務情報トータルシステムへ連携される。
・（徴収権が消滅した場合）税務情報トータルシステムより、不納欠損処理が行われ、滞納整理支援システムへ連携される。
⑧滞納整理支援システムから電話催告システムへ滞納者情報を連携する。
⑨滞納者に対し、電話催告事業者が電話催告を行い、結果を電話催告システムに入力する。入力した交渉結果情報は滞納整理支援システムへ連携される。
⑩他自治体と郵送（紙媒体）で滞納状況等の照会、提供を行う。
⑪国税庁と郵送（紙媒体）で滞納状況等を照会、提供する。
⑫住民票関係情報を住基ネット経由で取得する。



Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
1　住民税賦課情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類　※		[　　システム用ファイル　　] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※		・地方税法その他の地方税に関する法律及び新宿区特別区税条例の規定により、税務関係書類に個人番号を記載することとされる者（申告者・支払報告書の対象となる納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者） ・国税通則法、所得税法等の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者（所得税申告者等）
	その必要性	住民税の適正な賦課を行うにあたり、特定個人情報が必要
④記録される項目		[　　100項目以上　　] <選択肢> 1) 10項目未満　2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満　4) 100項目以上
	主な記録項目　※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[○] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報　[○] 介護・高齢者福祉関係情報 [○] 雇用・労働関係情報　[○] 年金関係情報　[○] 学校・教育関係情報 [○] 災害関係情報 [　] その他　（　　）
	その妥当性	識別情報　対象者を特定するために記録 連絡先情報　対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のために記録 業務関係情報 ・国税関係情報　対象者の所得税に係る情報に基づき、住民税の賦課を行うために記録 ・地方税関係情報　算出した住民税額に基づき、税額通知等の帳票印刷を行うために記録 ・生活保護関係情報　生活保護関連の給付情報に基づき、非課税及び減免の判定等を行うために記録 ・雇用・労働関係情報　各申告書・法定調書等の情報に基づく普通徴収、給与支払報告書等の情報に基づく特別徴収の方法により住民税の賦課を行うために記録 ・年金関係情報　対象者の年金所得に係る情報に基づき、住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録 ・災害関係情報　雑損控除や住民税の減免の算出を行うために記録 ・その他の情報　これらの情報に基づき、住民税の賦課にあたり所得控除を行うために記録
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成28年1月
⑥事務担当部署		新宿区総務部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 戸籍住民課、生活福祉課等 ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁、日本年金機構 ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 都道府県、他区市町村 ） [○] 民間事業者 （ 給与支払者 ） [○] その他 （ 地方公共団体情報システム機構、公的年金等支払者 ）
②入手方法		[○] 紙 [○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ 地方税ポータルシステム、住民基本台帳ネットワークシステム ）
③入手の時期・頻度		書面、審査システム（eLTAX）・国税連携システム（eLTAX）等電子データにより入手する。 当初賦課時に入手 ・申告情報（確定申告・年金支払報告書・給与支払報告書） 1月～4月にかけて複数回入手 ・生活保護 1月に入手。その後、申請の都度、随時入手。 ・公的年金支払報告書 1月末に入手 ・住民税申告書 2月～3月にかけて毎日入手 ・1月1日世帯情報ファイル 1月にバッチ処理で作成して入手 ・年金特別徴収情報ファイル 5月に年金保険者から入手 ・宛名情報ファイル 住民基本台帳が更新される都度、随時入手 個別的な対応に際して入手 ・当初期以降、新規申告及び税額更正に関する申告時に、随時、各種申告書情報を入手 ・年金特別徴収ファイル 6月～5月に毎月入手
④入手に係る妥当性		・申告情報（住民税申告書・確定申告書・年金支払報告書・給与支払報告書）については、制度上定められた時期・頻度・方法にて、住民・国税庁・年金保険者・企業から情報提供を受けている。 ・地方税法施行規則第10条等に個人番号を記載する措置が、地方税法第325条に国税当局より必要な情報の提供を受ける旨が規定されている。
⑤本人への明示		住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2、第317条の6、番号法の別表第二の第27号に規定されている。
⑥使用目的 ※		地方税法の適正かつ公平な賦課徴収のため、課税資料の名寄せ・突合が正確かつ効果的にできるよう個人番号を利用し、各種申告書の受付、住民税額の算出・通知を行う。
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	税務課、特別出張所・その他庁内の税務情報利用課
	使用者数	[100人以上500人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑧使用方法 ※		・住民、国税庁、年金保険者、企業、他自治体から申告情報を取得する。 ・賦課に必要な情報（生活保護受給等）を照会し取得する。 ・各種申告情報から賦課情報（システム）を作成する。 ・課税決定者（普通徴収対象者の場合）、年金保険者・企業（特別徴収対象者の場合）へ税額を通知する。 ・給与所得者異動届出書に基づき、特別徴収への切替、特別徴収の中止、普通徴収への切替等を行う。
	情報の突合 ※	・申告情報・生活保護関係情報を突合して、非課税者を決定する。 ・申告情報・住民票関係情報を突合して、課税・非課税及び税額を決定する。
	情報の統計分析 ※	課税状況の分析等のため、「市町村課税状況等の調」に供する集計等の各種統計処理を行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	所得額、各種控除額に基づき、住民税額を決定・更正する。
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 8 ）件
委託事項1		当初課税データ入力業務
①委託内容		申告情報のパンチ入力
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・地方税法その他の地方税に関する法律及び新宿区特別区税条例の規定により、税務関係書類に個人番号を記載することとされる者（申告者・支払報告書の対象となる納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者） ・国税通則法、所得税法等の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者（所得税申告者等）
	その妥当性	各種申告書の情報を電子データに変換する必要があり、専門業者への委託が必要である。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ]専用線 [ ]電子メール [○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ]フラッシュメモリ [○]紙 [ ]その他 （ ）
⑤委託先名の確認方法		新宿区情報公開条例上の開示請求に基づき、確認することができる。
⑥委託先名		富士ソフトサービスビューロ 株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項2～5		
委託事項2		法定調書データ入力業務
①委託内容		申告情報のパンチ入力
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・地方税法その他の地方税に関する法律及び新宿区特別区税条例の規定により、税務関係書類に個人番号を記載することとされる者（申告者・支払報告書の対象となる納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者） ・国税通則法、所得税法等の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者（所得税申告者等）
	その妥当性	法定調書の情報を電子データに変換する必要があり、専門業者への委託が必要である。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ]専用線　[ ]電子メール　[ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ]フラッシュメモリ　[○]紙 [ ]その他　（　　）
⑤委託先名の確認方法		新宿区情報公開条例上の開示請求に基づき、確認することができる。
⑥委託先名		株式会社　東計電算
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		地方税ポータルシステム(eLTAX)の管理運営
①委託内容		地方税ポータルシステム(eLTAX)の運営
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・地方税法その他の地方税に関する法律及び新宿区特別区税条例の規定により、税務関係書類に個人番号を記載することとされる者(申告者・支払報告書の対象となる納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者) ・国税通則法、所得税法等の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者(所得税申告者等)
	その妥当性	地方税ポータルシステム(eLTAX)は、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムである。 地方税の申告、申請等の手続きは、各地方公共団体に行う必要があるが、各自治体が共同でシステムを運営することにより、電子的な一つの窓口からそれぞれの地方公共団体に手続きができるようになった。 国及び地方公共団体を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、平成22年度税制改正において所得税申告書等の地方公共団体による閲覧又は記録について、電子情報処理組織を使用して行う基準を設け、これに基づき所得税申告書等の電子的データを国から受けている。
③委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満　2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満　4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満　6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ]専用線　[ ]電子メール　[ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ　[ ]紙 [○]その他 (LGWAN)
⑤委託先名の確認方法		一般社団法人地方税電子化協議会 eLTAXホームページ
⑥委託先名		一般社団法人 地方税電子化協議会
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1) 再委託する　2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	地方税ポータルシステムの委託は、地方自治体の職員等で構成される一般社団法人地方税電子化協議会の理事会に付議し、決議されている。また、その結果は、総会で報告を受けることにより許諾している。
	⑨再委託事項	一般社団法人地方税電子化協議会が運営管理する地方税ポータルセンタから審査システム及び国税連携システムを通じて、データ入手及び提供をする必要があるため、運用統制、故障対応業務、各種監視、セキュリティ管理、技術的相談等を認定委託先事業者に再委託している。

委託事項4		当初税額通知書(特別徴収)発送業務　(個人番号は取り扱わない)
①委託内容		特別徴収の当初税額通知書の封入封かん
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]　＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・地方税法その他の地方税に関する法律及び新宿区特別区税条例の規定により、税務関係書類に個人番号を記載することとされる者(申告者・支払報告書の対象となる納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者) ・国税通則法、所得税法等の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者(所得税申告者等)
	その妥当性	件数が大量であり、封入用の封筒作成を含むため、専門業者への委託が必要である。
③委託先における取扱者数		[　10人以上50人未満　]　＜選択肢＞ 1) 10人未満　2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満　4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満　6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[　]専用線　[　]電子メール　[　]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [　]フラッシュメモリ　[○]紙 [　]その他　(　)
⑤委託先名の確認方法		新宿区情報公開条例上の開示請求に基づき、確認することができる。
⑥委託先名		中央ビジネスフォーム　株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[　再委託しない　]　＜選択肢＞ 1) 再委託する　2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項5		eLTAX ASPサービス提供業務
①委託内容		審査システム及び国税連携システムの構築・運用等のサービスを提供する業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・地方税法その他の地方税に関する法律及び新宿区特別区税条例の規定により、税務関係書類に個人番号を記載することとされる者（申告者・支払報告書の対象となる納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者） ・国税通則法、所得税法等の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者（所得税申告者等）
	その妥当性	一般社団法人地方税電子化協議会が認定している民間事業者が提供する審査サーバー、国税連携データ受信サーバー及びソフトウェアを利用するため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ]専用線　[ ]電子メール　[○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ]フラッシュメモリ　[ ]紙 [○]その他　（ LGWAN　）
⑤委託先名の確認方法		新宿区情報公開条例上の開示請求に基づき、確認することができる。
⑥委託先名		株式会社　エヌ・ティ・ティデータ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	eLTAXサポート事業者については、地方税ポータルシステム（eLTAX）を運営管理する一般社団法人地方税電子化協議会が承認しており、新宿区ではそれに基づき契約の際に許諾している。
	⑨再委託事項	審査システムの審査クライアント及び国税連携システムの国税連携クライアントの保守作業、クライアント操作支援等

委託事項6～10		
委託事項6		課税資料管理システムの保守業務
①委託内容		課税資料管理システムの保守
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・地方税法その他の地方税に関する法律及び新宿区特別区税条例の規定により、税務関係書類に個人番号を記載することとされる者（申告者・支払報告書の対象となる納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者） ・国税通則法、所得税法等の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者（所得税申告者等）
	その妥当性	システムの運用・保守、法制度改正に伴うシステム改修等の際に、正しく動作することを確認する必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ]専用線　[ ]電子メール　[○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ]フラッシュメモリ　[ ]紙 [○]その他　（ システムの直接操作　）
⑤委託先名の確認方法		新宿区情報公開条例上の開示請求に基づき、確認することができる。
⑥委託先名		株式会社　ジェイエスキューブ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先から申請を受け、許諾を判断する。
	⑨再委託事項	事案に応じて、適宜調整する。

委託事項7		課税資料作成補助業務
①委託内容		課税資料の抽出、コピー作業及びスキャニング読込み作業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・地方税法その他の地方税に関する法律及び新宿区特別区税条例の規定により、税務関係書類に個人番号を記載することとされる者（申告者・支払報告書の対象となる納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者） ・国税通則法、所得税法等の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者（所得税申告者等）
	その妥当性	件数が大量であり、専門業者への委託が必要である。
③委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ]専用線　[ ]電子メール　[ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ]フラッシュメモリ　[○]紙 [○]その他　（ システムの直接操作 ）
⑤委託先名の確認方法		新宿区情報公開条例上の開示請求に基づき、確認することができる。
⑥委託先名		株式会社　ケー・デー・シー
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項8		当初税額通知書(普通徴収)発送業務　(個人番号は取り扱わない)
①委託内容		普通徴収の当初税額通知書の封入封かん
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]　<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・地方税法その他の地方税に関する法律及び新宿区特別区税条例の規定により、税務関係書類に個人番号を記載することとされる者(申告者・支払報告書の対象となる納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者) ・国税通則法、所得税法等の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者(所得税申告者等)
	その妥当性	件数が大量であり、封入用の封筒作成を含むため、専門業者への委託が必要である。
③委託先における取扱者数		[　10人以上50人未満　]　<選択肢> 1) 10人未満　2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満　4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満　6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[　]専用線　[　]電子メール　[　]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [　]フラッシュメモリ　[○]紙 [　]その他　(　)
⑤委託先名の確認方法		新宿区情報公開条例上の開示請求に基づき、確認することができる。
⑥委託先名		富士ビジネス・サービス　株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[　再委託しない　]　<選択肢> 1) 再委託する　2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[○]提供を行っている　(　　62　)件　[○]移転を行っている　(　　35　)件 [　]行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二(第1項)
②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　(　　)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2～5	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二(第2項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　(　　)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第3項）
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第4項）
②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第6項）
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先6～10	
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第8項）
②提供先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先7	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第9項）
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先8	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第11項）
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先9	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第16項）
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先10	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第18項）
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先11～15	
提供先11	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第23項）
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先12	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第26項）
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先13	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第27項）
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先14	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第28項）
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先15	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第29項）
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先16～20	
提供先16	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第31項）
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先17	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第34項）
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先18	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第35項）
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先19	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第37項）
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先20	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第39項）
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先1	保健予防課・保健センター
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の7に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による里親の認定、養育里親の登録、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報（所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報等）
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「5. ②移転先における用途」の事務の対象者であり、新宿区の個人住民税賦課対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先2～5	
移転先2	障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の8に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	児童福祉法による障害通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報（所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報等）
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「5. ②移転先における用途」の事務の対象者であり、新宿区の個人住民税賦課対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先3	保育園こども園課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の8に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	児童福祉法による障害通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報（所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報等）
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「5. ②移転先における用途」の事務の対象者であり、新宿区の個人住民税賦課対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先4	子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の9に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報（所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報等）
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「5. ②移転先における用途」の事務の対象者であり、新宿区の個人住民税賦課対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先5	保健予防課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の10に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報（所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報等）
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「5. ②移転先における用途」の事務の対象者であり、新宿区の個人住民税賦課対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先6～10	
移転先6	障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の11に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報（所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報等）
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「5. ②移転先における用途」の事務の対象者であり、新宿区の個人住民税賦課対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先7	障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の12に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報(所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報等)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「5. ②移転先における用途」の事務の対象者であり、新宿区の個人住民税賦課対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　　[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ　　[ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先8	保健予防課・保健センター
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の14に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報(所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報等)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「5. ②移転先における用途」の事務の対象者であり、新宿区の個人住民税賦課対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　　[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ　　[ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先9	生活福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の15に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報(所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報等)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「5. ②移転先における用途」の事務の対象者であり、新宿区の個人住民税賦課対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　　[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ　　[ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先10	保護担当課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の15に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報(所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報等)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「5. ②移転先における用途」の事務の対象者であり、新宿区の個人住民税賦課対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　　[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ　　[ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先11～15	
移転先11	住宅課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の19に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報（所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報等）
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「5. ②移転先における用途」の事務の対象者であり、新宿区の個人住民税賦課対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先12	医療保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の30に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	国民健康保険法（昭和三十三年法律第百四十一号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報（所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報等）
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「5. ②移転先における用途」の事務の対象者であり、新宿区の個人住民税賦課対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先13	医療保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の31に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報(所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報等)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「5. ②移転先における用途」の事務の対象者であり、新宿区の個人住民税賦課対象者
⑥移転方法	[○]庁内連携システム　[ ]専用線 [ ]電子メール　[ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ　[ ]紙 [ ]その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先14	障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の34に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報(所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報等)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「5. ②移転先における用途」の事務の対象者であり、新宿区の個人住民税賦課対象者
⑥移転方法	[○]庁内連携システム　[ ]専用線 [ ]電子メール　[ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ　[ ]紙 [ ]その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先15	子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の37に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令に定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報(所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報等)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「5. ②移転先における用途」の事務の対象者であり、新宿区の個人住民税賦課対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先16～20	
移転先16	高齢者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の41に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報(所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報等)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「5. ②移転先における用途」の事務の対象者であり、新宿区の個人住民税賦課対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先17	障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の42に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)による援護に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報(所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報等)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「5. ②移転先における用途」の事務の対象者であり、新宿区の個人住民税賦課対象者
⑥移転方法	[○]庁内連携システム　[ ]専用線 [ ]電子メール　[ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ　[ ]紙 [ ]その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先18	子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の43に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報(所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報等)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「5. ②移転先における用途」の事務の対象者であり、新宿区の個人住民税賦課対象者
⑥移転方法	[○]庁内連携システム　[ ]専用線 [ ]電子メール　[ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ　[ ]紙 [ ]その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先19	子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の44に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報（所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報等）
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「5. ②移転先における用途」の事務の対象者であり、新宿区の個人住民税賦課対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先20	子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の45に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報（所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報等）
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「5. ②移転先における用途」の事務の対象者であり、新宿区の個人住民税賦課対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		＜当区における措置＞ ・特定個人情報が記載された申告書等については、施錠管理を行っている場所に保管する。 ・サーバー室への入退室は許可を受けた者に制限され、入退室管理装置等による入退室管理を行う。 ・外部からの侵入が容易にできないよう、サーバー室には可能な限り窓を設けない。 ・監視カメラによる入退室の監視を行う。 ・サーバー室には耐震対策・防火措置等を講じる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
②保管期間	期間	[　6年以上10年未満　] ＜選択肢＞ 1) 1年未満　2) 1年　3) 2年 4) 3年　5) 4年　6) 5年 7) 6年以上10年未満　8) 10年以上20年未満　9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	地方税法上、最長の更正期限が法定納期限の翌日から7年間であるため
③消去方法		＜当区における措置＞ ・完納から7年、不納欠損から5年経過したデータについては、アクセス不可となるように設定変更している。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を実施している。 (eLTAX) ・eLTAXにおいては、入力したデータは、必要がなくなったときに、削除権限を有する税務課職員が手作業でデータを消去する。情報ごとに定められた保存期間を経過したデータについては、システムにより自動的に消去する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は当区からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。
7. 備考		
5.「提供21」以降は「(別紙1)」に、「移転21」以降は(別紙2)に記載		

（別紙1）	
提供先21	国家公務員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第40項）
②提供先における用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先22	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第42項）
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先23	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第48項）
②提供先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の給付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先24	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第54項）
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは賃金若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務で主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先25	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第57項）
②提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先26	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第58項）
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先27	地方公務員共済組合又は全国市区町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第59項）
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先28	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第61項）
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先29	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第62項）
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先30	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第63項）
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先31	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第64項）
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のいない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先32	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第65項）
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先33	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第66項）
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令に定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先34	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第67項）
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令に定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先35	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第70項）
②提供先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先36	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第71項）
②提供先における用途	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先37	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二(第74項)
②提供先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　(　)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先38	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二(第80項)
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　(　)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先39	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第84項）
②提供先における用途	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先40	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第87項）
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先41	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第91項）
②提供先における用途	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先42	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第92項）
②提供先における用途	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先43	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第94項）
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先44	都道府県知事又は保健所を設置する市の長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第97項）
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先45	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第101項）
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先46	農林漁業団体職員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第102項）
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先47	独立行政法人農業者年金基金
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第103項）
②提供先における用途	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先48	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第106項）
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先49	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第107項）
②提供先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害者給付金の支給に関する事務であって主務省令に定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先50	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第108項）
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先51	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第113項）
②提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先52	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第114項）
②提供先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職に支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先53	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第115項）
②提供先における用途	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先54	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第116項）
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先55	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第117項）
②提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先56	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第120項）
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先57	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、地方税法317条
②提供先における用途	所得税の更正決定
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[　]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[○]紙 [○]その他　（ 国税連携システム→LGWAN→地方税ポータルセンター→専用回線　）
⑦時期・頻度	月1回
提供先58	特別徴収義務者（給与支払者）
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4
②提供先における用途	給与支払者が、給与所得等に係る個人住民税を給与支払する際に特別徴収し、自治体に納入するため。
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与特別徴収の対象者
⑥提供方法	[　]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[○]紙 [○]その他　（ 審査システム→LGWAN→地方税ポータルセンター→インターネット回線　）
⑦時期・頻度	当初課税及び更正時

提供先59	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8条、地方税法294条第3項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
③提供する情報	新宿区で課税しない者に係る給与支払報告書、公的年金等支払報告書、所得税の申告書情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[　]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[○]紙 [○]その他　（ 国税連携システム→LGWAN→地方税ポータルセンタ→LGWAN　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先60	特別徴収義務者（公的年金等支払者）
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の7の5第1項、第321条の7の7第2項
②提供先における用途	年金保険者が、年金所得に係る個人住民税を年金給付の際に特別徴収し、自治体に納入するため。
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金特別徴収の対象者
⑥提供方法	[　]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[○]紙 [○]その他　（ 審査システム→LGWAN→地方税ポータルセンタ→DVD　）
⑦時期・頻度	当初課税及び更正時

提供先61	納税義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第319条の2
②提供先における用途	個人住民税の納税義務の通知
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[　]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[○]紙 [○]その他　（ 情報提供等記録公開システム　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先62	新宿区教育委員会事務局学校運営課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の94に基づく利用のため、番号法第9条第9項に基づく条例を制定
②提供先における用途	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [○]その他　（ 庁内連携システム　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

（別紙2）	
移転先21	子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の46に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報（所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報等）
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「5. ②移転先における用途」の事務の対象者であり、新宿区の個人住民税賦課対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先22	障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の47に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の給付に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報（所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報等）
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「5. ②移転先における用途」の事務の対象者であり、新宿区の個人住民税賦課対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先23	高齢者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の47に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の給付に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報(所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報等)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「5. ②移転先における用途」の事務の対象者であり、新宿区の個人住民税賦課対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先24	健康推進課・保健センター
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の49に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	母子保険法(昭和四十年法律第百四十一号)よる保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令に定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報(所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報等)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「5. ②移転先における用途」の事務の対象者であり、新宿区の個人住民税賦課対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先25	子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の56に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって主務省令に定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報（所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報等）
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「5. ②移転先における用途」の事務の対象者であり、新宿区の個人住民税賦課対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先26	高齢者医療担当課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の59に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報（所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報等）
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「5. ②移転先における用途」の事務の対象者であり、新宿区の個人住民税賦課対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先27	生活福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の63に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付金等」という。）の支給に関する事務であって主務省令に定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報（所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報等）
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「5. ②移転先における用途」の事務の対象者であり、新宿区の個人住民税賦課対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先28	介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の68に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令に定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報（所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報等）
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「5. ②移転先における用途」の事務の対象者であり、新宿区の個人住民税賦課対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先29	高齢者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の68に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令に定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報(所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報等)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「5. ②移転先における用途」の事務の対象者であり、新宿区の個人住民税賦課対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先30	保健予防課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の70に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令に定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報(所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報等)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「5. ②移転先における用途」の事務の対象者であり、新宿区の個人住民税賦課対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先31	健康推進課・保健センター
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の76に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	健康増進法（平成十四年法律第百三号）による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報（所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報等）
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「5. ②移転先における用途」の事務の対象者であり、新宿区の個人住民税賦課対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先32	障害者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の84に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報（所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報等）
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「5. ②移転先における用途」の事務の対象者であり、新宿区の個人住民税賦課対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先33	保育園こども園課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の94に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報（所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報等）
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「5. ②移転先における用途」の事務の対象者であり、新宿区の個人住民税賦課対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　　[ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先34	子ども総合センター
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の94に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報（所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報等）
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「5. ②移転先における用途」の事務の対象者であり、新宿区の個人住民税賦課対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　　[ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先35	保健予防課・保健センター
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の98に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定
②移転先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報（所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報等）
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「5. ②移転先における用途」の事務の対象者であり、新宿区の個人住民税賦課対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

【1．共通】
＜宛名情報（個人）＞
氏名、住所、個人番号、住民番号、世帯番号、生年月日、性別、続柄、住民区分、外国人区分、区民日、特別出張所区分、異動事由、異動年月日、納税者番号
＜宛名情報（法人）＞
法人フリガナ、法人名称、住所、指定番号、企業番号、電話番号、郵便番号、異動事由、異動年月日、届出年月日

【2．住民税賦課情報ファイル】
＜賦課情報＞
賦課氏名、賦課住所、賦課年度、相当年度、税目区分、課税番号（通知書番号）、課税額、課税取消表示、年特取消事由、資料区分、生活保護表示、本人専従表示、扶養判定表示、不現住表示、申告書発付表示、事故簿表示、実態調査表示、扶養者住民番号、賦課期日の配偶者住民番号、口座表示、異動制限表示、徴収方法希望表示、受給者番号、課税処理年月日・時間、異動取消表示、異動事由、更正期・月、通知書発付年月日、通知書公示年月日
＜賦課内容＞
課税区分、非課税区分、均等割区分、所得割区分、青色申告表示、配偶者専従、その他専従人数、本人専従、生保計算区分、配特計算区分、均等割軽減表示、減免率、増額100円未満表示、営業等所得、農業所得、その他事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得（一般・投信・外貨投信・その他）、給与支払額、専従者給与支払額、給与特定支出控除、給与所得、公的年金支払額、雑所得・勤労分、雑所得・不労分、雑所得・公的年金分、総合短期譲渡所得、総合長期譲渡所得（1/2前）、一時所得（1/2前）、総合譲渡・一時所得（1/2後）、土地等の事業・雑所得（超短期・一般）、分離短期譲渡所得（一般・軽減）、分離長期譲渡所得（一般・軽課・特定）、株式等譲渡所得等（未公開・上場）、分離配当所得、先物取引に係る雑所得等、山林所得、退職所得、居住用譲渡損失、合計所得金額、特別控除・分離短期譲渡所得（一般・軽減）、特別控除・分離長期譲渡所得（一般・軽課・特定）、特別控除後・分離短期譲渡所得合計、特別控除後・分離長期譲渡所得合計、繰越損失（総所得分・株式・分離配当・先物取引・山林・雑損・居住用）、総所得金額、総所得金額等、雑損失控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模共済等控除、生命保険料控除、地震保険料控除、所得控除合計・本人該当分、所得控除合計・扶養関係分、配偶者特別控除、所得控除合計、雑損失額、医療費支払額、生命保険料入力額、旧一般生保支払額、旧個人年金支払額、新一般生保支払額、新個人年金支払額、介護医療支払額、地震保険料入力額、旧長期損害保険料支払額、配偶者特別控除入力額、配偶者の所得、青色申告特別控除額、専従者給与収入合計額、課税標準（総所得・土地事業超短期・一般・分離短期一般・軽減・分離長期一般・軽課・特定・株式未公開・上場・分離配当・先物取引・山林・退職）、区民税所得割（総所得・土地事業雑超短期分・一般・分離短期・分離長期・株式・分離配当・分離先物・山林・退職）、区民税・調整控除、区民税・住宅借入金等特別税額控除、区民税・配当控除、区民税・外国税額控除、区民税・調整額、区民税・寄附金税額控除、区民税・配当割額・株式等譲渡所得割額控除、区民税・差引所得割、区民税・均等割、都民税・所得割（総所得・土地事業雑超短期分・一般・分離短期・分離長期・株式・分離配当・分離先物・山林・退職）、都民税・調整控除、都民税・住宅借入金等特別税額控除、都民税・配当控除、都民税・外国税額控除、都民税・調整額、都民税・寄附金税額控除、都民税・配当割額・株式等譲渡所得割額控除、都民税・差引所得割、都民税・均等割、年税額、減免額（合計・区所得割・区均等割・都所得割・区均等割）、減免後年税額、既徴収税額、切替税額、調定額（合計・区所得割・区均等割・都所得割・区均等割）、配当割額、株式等譲渡所得割額、配当割額・株式等譲渡所得割額控除不足額、住宅借入金等特別税額控除入力額、住宅借入金控除算出用の所得税額、所得税の課税総所得金額等、所得税の住宅ローン控除可能額（旧制度・新制度）、住宅借入金等特別税額控除（旧制度・新制度）、寄附金支払額（特例・日赤等・区条例・都条例）、期別・月別課税額、年金特徴税額、年金特徴対象税額、特別徴収義務者の月ごとの人数、特別徴収義務者の月ごとの課税額
＜課税資料情報＞
確定申告提出日・時間、台帳番号、帳票種類、資料番号

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
2　軽自動車税管理情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類　※		[　　システム用ファイル　　] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※		本区内に軽自動車等（原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車）の主たる定置場を有する者。
	その必要性	軽自動車税について公平かつ適正な課税を行うため。
④記録される項目		[　50項目以上100項目未満　] <選択肢> 1) 10項目未満　2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満　4) 100項目以上
	主な記録項目　※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [　] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [○] 災害関係情報 [　] その他　（　　）
	その妥当性	・個人番号、その他識別情報（内部番号）：対象者を正確に特定するために記録。 ・4情報、連絡先：通知書等の送付先情報として使用するために記録。 ・地方税関係情報：車両番号、車種等を記録することにより、軽自動車税の公平かつ適正な課税を行うために記録。 ・障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、災害関係情報：減免の算出を行うために記録。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成28年1月
⑥事務担当部署		新宿区総務部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 戸籍住民課、生活福祉課等 ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ 情報提供ネットワークを利用する機関、運輸支局 ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他区市町村 ） [○] 民間事業者 （ 軽自動車検査協会 ） [○] その他 （ 地方公共団体情報システム機構 ）
②入手方法		[○] 紙 [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）
③入手の時期・頻度		住民票関係情報 住民基本台帳が更新される都度、随時入手。 軽自動車税申告書情報 原動機付自転車については、車両の新規登録、廃車等の申告時に随時入手。軽自動車及び小型の二輪自動車については、毎月1回定期的に、軽自動車検査協会より入手。
④入手に係る妥当性		軽自動車税の納税義務者は、当該市町村の条例に定めるところにより、地方税法施行規則で定める様式によって、軽自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書又は報告書を提出しなければならない。」（地方税法第447条）
⑤本人への明示		軽自動車税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第447条の条文、番号法の別表第二の第27項に規定されている。
⑥使用目的 ※		各種申告書の受付、軽自動車税額の算出・通知
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	税務課
	使用者数	[100人以上500人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑧使用方法 ※		Ⅰ車両情報の登録、管理 ・本区内に主たる定置場を有する軽自動車等（原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車）の車両情報及び所有者等を登録し管理を行う。 Ⅱ軽自動車税の賦課、通知 ・登録車両及び納税義務者を特定し、課税額を決定する。 ・課税処理結果をもとに納税義務者の最新住所地に納税通知書を送付する。
	情報の突合 ※	・申告情報、住民票関係情報を突合して、車両情報の登録、管理をおこなう。（上記Ⅰ） ・申告情報、住民票関係情報、障害者確認情報、生活保護関係情報を突合して、減免者を決定する。申告情報、住民票関係情報を突合して、課税額を決定し、最新住所地に納税通知書を送付する。（上記Ⅱ）
	情報の統計分析 ※	登録台数、納税義務者数、調定額等の統計は行うが、特定の個人を判別するような統計や分析は行っていない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	所有状況と障害者関係情報、生活保護関係情報に基づき決定、更正する。
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		軽自動車税納税通知書発送業務(個人番号は取り扱わない)
①委託内容		軽自動車税の当初納税通知書の封入封かん
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・地方税法その他の地方税に関する法律及び新宿区特別区税条例の規定により、税務関係書類に個人番号を記載することとされる者
	その妥当性	件数が大量であるため、専門業者への委託が必要である。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [○] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		新宿区情報公開条例上の開示請求に基づき、確認することができる。
⑥委託先名		株式会社 コタニ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている　(　　1) 件　[　] 移転を行っている　(　　) 件 [　] 行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、地方税法第447条第1項
②提供先における用途	軽自動車税申告書の回送
③提供する情報	軽自動車税申告書情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新宿区以外の他の自治体に課税権がある対象者
⑥提供方法	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [　] フラッシュメモリ　[○] 紙 [　] その他　(　　)
⑦時期・頻度	他自治体に課税権があることが判明した都度

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他 (　　)
⑦時期・頻度	

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<当区における措置> ・特定個人情報が記載された申告書等については、施錠管理を行っている場所に保管する。 ・サーバー室への入退室は許可を受けた者に制限され、入退室管理装置等による入退室管理を行う。 ・外部からの侵入が容易にできないよう、サーバー室には可能な限り窓を設けない。 ・監視カメラによる入退室の監視を行う。 ・サーバー室には耐震対策・防火措置等を講じる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
②保管期間	期間	[6年以上10年未満] <選択肢> 1) 1年未満　2) 1年　3) 2年 4) 3年　5) 4年　6) 5年 7) 6年以上10年未満　8) 10年以上20年未満　9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	地方税法上、最長の更正期限が法定納期限の翌日から7年間であるため
③消去方法		<当区における措置> ・完納から7年、不納欠損から5年経過したデータについては、アクセス不可となるように設定変更している。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は当区からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。

7. 備考

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

【1. 共通】
＜宛名情報（個人）＞
氏名、住所、個人番号、住民番号、世帯番号、生年月日、性別、続柄、住民区分、外国人区分、区民日、特別出張所区分、異動事由、異動年月日、納税者番号
＜宛名情報（法人）＞
法人フリガナ、法人名称、住所、指定番号、企業番号、電話番号、郵便番号、異動事由、異動年月日、届出年月日

【2. 軽自動車税管理ファイル】
＜年度・税目情報＞
年度、税目、通知書番号、相当年度
＜軽自登録情報＞
定置場、車体型式、車体番号、車種、課税区分（課税・減免（身障者該当）・減免（その他）・非課税・試乗・7割課税・課税免除）、処理区分（登録・届出廃車・職権廃車・車種変更・登録取消）、異動年月日（登録年月日・届出廃車年月日・職権廃車年月日・車種変更年月日）、型式KEY、車両区分、処理年月日時間、履歴種別、履歴異動内容、排気量、車名、改造前車両区分、改造前型式KEY、標識交付年月日、標識番号、標識返納の有無
＜軽自賦課・収納情報＞
滞納整理担当区分、課税額、通知書発付年月日、通知書公示年月日、調定額、納税額、過不足額、送付番号、収納年月日、領収年月日、納期限、督促状発付年月日、督促状公示年月日、納期限変更表示、履歴表示
＜軽自税法改正情報＞
最新税法改正年度、最新課税額（法改正）、税法改正年度、課税額（法改正）

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
3　収納管理情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類　※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※		納税者、相続人、納税管理人
	その必要性	住民税、軽自動車税の適正な収納管理業務実現のため
④記録される項目		[　50項目以上100項目未満　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目　※	・識別情報 [○]個人番号　[　]個人番号対応符号　[○]その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○]4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[○]連絡先（電話番号等） [　]その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　]国税関係情報　[○]地方税関係情報　[　]健康・医療関係情報 [　]医療保険関係情報　[　]児童福祉・子育て関係情報　[　]障害者福祉関係情報 [　]生活保護・社会福祉関係情報　[　]介護・高齢者福祉関係情報 [　]雇用・労働関係情報　[○]年金関係情報　[　]学校・教育関係情報 [　]災害関係情報 [○]その他　（　金融機関情報、納税管理人情報等　）
	その妥当性	・個人番号、その他識別情報（内部番号）：対象者を正確に特定するために記録 ・4情報、連絡先：通知書等の送付先情報として使用するために記録 ・地方税関係情報：算出された住民税額を把握するために記録 ・年金関係情報：年金保険者からの特別徴収分の納入を記録 ・その他：住民税・軽自動車税の納付先、国外転出者等の納税管理人を記録
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成28年1月
⑥事務担当部署		新宿区総務部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 戸籍住民課等 ） [ ] 行政機関・独立行政法人等 （ ） [ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） [○] 民間事業者 （ 金融機関、コンビニエンスストア（個人番号は取り扱わない） ） [○] その他 （ 地方公共団体情報システム機構 ）
②入手方法		[○] 紙 [○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [○] 庁内連携システム [ ] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）
③入手の時期・頻度		住民票関係情報 住民基本台帳が更新される都度、随時入手。 収納情報 収納があった都度、随時入手。
④入手に係る妥当性		住民票関係情報については、本人情報確認、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、庁内連携システムを利用して取得している。 収納情報については、正確に管理し、適切な収納業務（滞納整理、還付業務等含む）を行う必要があるため、取得している。
⑤本人への明示		住民票関係情報については、新宿区個人情報保護条例第11条の規定に基づき、税務情報トータルシステム内でも利用していることを、広く区民に周知している。 収納情報については、新宿区特別区税条例施行規則第15条の規定に基づき、納付書兼納付済通知書の様式を定めており、広く区民に周知している。
⑥使用目的 ※		住民税、軽自動車税の適正な収納管理
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	税務課、特別出張所
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑧使用方法 ※		Ⅰ 収納管理事務 ・収納状況を管理する。 ・申請に基づき、口座振替の登録処理を行う。 Ⅱ 還付充当処理 ・過誤納金が生じたものについて、還付充当処理を行い、通知書を作成する。 Ⅲ 住民税・軽自動車税の証明発行事務 ・賦課・収納情報に基づき、申請に応じて課税・非課税・納税証明書を発行する。
	情報の突合 ※	・住民税・軽自動車税の賦課情報、住民票関係情報、収納情報を突合して、収納管理事務を行う。（上記Ⅰ） ・住民税・軽自動車税の賦課情報、住民票関係情報、収納情報を突合して、還付充当処理を行う。（上記Ⅱ） ・住民税・軽自動車税の賦課情報、住民票関係情報、収納情報を突合して、証明発行処理を行う。（上記Ⅲ）
	情報の統計分析 ※	調定額、収納額、収納方法、年度、住所区等により統計分析を行うが、特定の個人を判別し得るような情報の統計や分析は行っていない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	収納情報に基づき、過誤納金が発生した場合、還付、充当処理を行う。
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1		収納データ及び還付データ入力業務（個人番号は取り扱わない）
①委託内容		納付書及び還付請求書のパンチ入力
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・地方税法その他の地方税に関する法律及び新宿区特別区税条例の規定により、税務関係書類に個人番号を記載することとされる者（申告者・支払報告書の対象となる納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者） ・国税通則法、所得税法等の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者（所得税申告者等）
	その妥当性	収納情報及び還付情報を電子データに変換する必要があり、専門業者への委託が必要であるため
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [○] 紙 [ ] その他 （ ）
⑤委託先名の確認方法		新宿区情報公開条例上の開示請求に基づき、確認することができる。
⑥委託先名		富士ソフトサービスビューロ 株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項2～5		
委託事項2		コンビニ収納委託業務 （個人番号は取り扱わない）
①委託内容		地方税のコンビニ収納の代行
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・地方税法その他の地方税に関する法律及び新宿区特別区税条例の規定により、税務関係書類に個人番号を記載することとされる者（申告者・支払報告書の対象となる納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者） ・国税通則法、所得税法等の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者（所得税申告者等）
	その妥当性	収納代行業者が取りまとめたコンビニ各社からの収納情報をデータ通信により受信することで、支払い確認期間を短縮するとともに、収納データの消込み作業を軽減できる。
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満]　＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [○]その他 （ ISDN回線 ）
⑤委託先名の確認方法		新宿区情報公開条例上の開示請求に基づき、確認することができる。
⑥委託先名		株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]　＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先から申請を受け、許諾を判断する。
	⑨再委託事項	事案に応じて、適宜調整する。
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[　] 提供を行っている　（　　）件　[　] 移転を行っている　（　　）件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[　　]　<選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	

移転先2～5
移転先6～10
移転先11～15
移転先16～20

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<当区における措置> ・特定個人情報が記載された申告書等については、施錠管理を行っている場所に保管する。 ・サーバー室への入退室は許可を受けた者に制限され、入退室管理装置等による入退室管理を行う。 ・外部からの侵入が容易にできないよう、サーバー室には可能な限り窓を設けない。 ・監視カメラによる入退室の監視を行う。 ・サーバー室には耐震対策・防火措置等を講じる。
②保管期間	期間	[6年以上10年未満] <選択肢> 1) 1年未満　2) 1年　3) 2年 4) 3年　5) 4年　6) 5年 7) 6年以上10年未満　8) 10年以上20年未満　9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	地方税法上、最長の更正期限が法定納期限の翌日から7年間であるため
③消去方法		<当区における措置> ・完納から7年、不納欠損から5年経過したデータについては、アクセス不可となるように設定変更している。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を実施している。

7. 備考

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

【1. 共通】
＜宛名情報（個人）＞
氏名、住所、個人番号、住民番号、世帯番号、生年月日、性別、続柄、住民区分、外国人区分、区民日、特別出張所区分、異動事由、異動年月日、納税者番号
＜宛名情報（法人）＞
法人フリガナ、法人名称、住所、指定番号、企業番号、電話番号、郵便番号、異動事由、異動年月日、届出年月日

【2. 収納管理情報ファイル】
＜年度・税目情報＞
年度、税目、通知書番号、相当年度、課税額
＜収納情報＞
滞納整理担当区分、口座表示、納税貯蓄組合番号、決算完結年度、期別、調定額、納税額、過不足額、送付番号、収納年月日、領収年月日、納期限、納期限変更表示、処理区分、取扱区分、履歴表示、納期特例、納期特例開始月、年、月、人数、基礎年金番号、特別徴収義務者コード、年金コード、年金特徴取消事由、延滞日数、正当額、履歴種別（収納、還付、充当、振替、送付換、過誤納、還付未済）、金額1（収納額、還付済額、充当済額、振替済額、送付換額、過誤納額、還付未済額）、金額2（還付加算金）、処理年月日、通知書発送年月日、発生年月日（還付発生日、過誤納発生日）、事由（還付事由、充当区分、振替区分、発生事由）、番号（還付送付先、充当先・元、振替先・元）
＜口座情報＞
口座異動処理年月日・時間、口座異動種別、口座番号、預金科目、口座名義人、口座全納表示、口座依頼日、口座開始の年度・期別、口座取消年月日、口座不能事由、口座振替依頼書回送年月日、口座振替依頼書回送事由
＜金融機関情報＞
金融機関番号、銀行コード、支店コード、銀行名、支店名、廃店コード
＜納税管理人情報＞
納税管理人種別、納税管理人届出年月日、納税管理人氏名、納税管理人住所、納税管理人電話番号

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
4　滞納整理情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類　※		[　　システム用ファイル　　] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※		納税義務者者、相続人、納税管理人
	その必要性	住民税、軽自動車税の適正な滞納整理業務を行うにあたり、特定個人情報が必要
④記録される項目		[　　100項目以上　　] <選択肢> 1) 10項目未満　2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満　4) 100項目以上
	主な記録項目　※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [　] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　（　　）
	その妥当性	・個人番号、その他識別情報（内部番号）：対象者を正確に特定するために記録 ・4情報、連絡先：通知書等の送付先情報として使用するために記録 ・地方税関係情報：算出された住民税額等を把握するために記録 ・生活保護を受給しているか把握のために記録
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成28年1月
⑥事務担当部署		新宿区総務部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 戸籍住民課等 ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁 ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 都道府県、他区市町村 ） [○] 民間事業者 （ 給与支払者 ） [○] その他 （ 地方公共団体情報システム機構、公的年金支払者 ）
②入手方法		[○] 紙 [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [○] 庁内連携システム [ ] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）
③入手の時期・頻度		・住民票関係情報 住民基本台帳が更新される都度、随時入手。 ・他自治体からの滞納状況・再転出先等調査回答情報 事務調査が必要となった都度入手
④入手に係る妥当性		・住民票関係情報については、本人情報確認、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、庁内連携システムを利用して取得している。 ・地方税法第20条の11により、地方税に関する調査について必要がある場合に当該調査に関し参考となる資料を取得している。
⑤本人への明示		・住民票関係情報については、新宿区個人情報保護条例第11条の規定に基づき、税務情報トータルシステム内でも利用していることを、広く区民に周知している。 ・滞納整理状況等調査回答情報については、地方税法第20条の11の条文に基づき、利用していることを住民に周知している。
⑥使用目的 ※		住民税、軽自動車税の適正な滞納整理
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	税務課
	使用者数	[100人以上500人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑧使用方法 ※		住民税、軽自動車税の滞納情報から、財産調査・滞納処分等の滞納整理事務を行う。
	情報の突合 ※	住民税・軽自動車税の賦課情報情報、住民票関係情報、収納情報を突合して、滞納整理事務を行う。
	情報の統計分析 ※	特定の個人を判別し得るような情報の統計や分析は行っていない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	滞納情報に基づき、財産調査等の結果に応じて、滞納処分を『行う。
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件
委託事項1		滞納整理支援システムのソフトウェア保守業務 （個人番号は取り扱わない）
①委託内容		滞納整理支援システムのソフトウェア保守、運用支援
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・地方税法その他の地方税に関する法律及び新宿区特別区税条例の規定により、税務関係書類に個人番号を記載することとされる者（申告者・支払報告書の対象となる納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者） ・国税通則法、所得税法等の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者（所得税申告者等）
	その妥当性	滞納整理支援システムでは、住民税・軽自動車税が賦課された者全員が管理対象となっており、システムを安定的に稼働させるためには、専門知識を有している必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [○] その他 （ システムの直接操作 ）
⑤委託先名の確認方法		新宿区情報公開条例上の開示請求に基づき、確認することができる。
⑥委託先名		株式会社 シンク
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項2～5		
委託事項2		電話催告システムのソフトウェア保守業務 （個人番号は取り扱わない）
①委託内容		電話催告システムのソフトウェア保守、運用支援
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・地方税法その他の地方税に関する法律及び新宿区特別区税条例の規定により、税務関係書類に個人番号を記載することとされる者（申告者・支払報告書の対象となる納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者） ・国税通則法、所得税法等の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者（所得税申告者等）
	その妥当性	電話催告システムでは、住民税・軽自動車税が賦課された者全員が管理対象となっており、システムを安定的に稼働させるためには、専門知識を有している必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人未満]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ]専用線　[ ]電子メール　[ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ]フラッシュメモリ　[ ]紙 [○]その他 （ システムの直接操作 ）
⑤委託先名の確認方法		新宿区情報公開条例上の開示請求に基づき、確認することができる。
⑥委託先名		東日本電信電話 株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		電話催告センターの運営業務（個人番号は取り扱わない）
①委託内容		電話催告システムを使用した次の業務 ・電話による納付案内 ・納付書及び催告書の作成、封入封かん ・納付案内等の経過記録の入力
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・地方税法その他の地方税に関する法律及び新宿区特別区税条例の規定により、税務関係書類に個人番号を記載することとされる者（申告者・支払報告書の対象となる納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者） ・国税通則法、所得税法等の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者（所得税申告者等）
	その妥当性	正規職員を徴収（滞納整理）事務に専念させ、住民税・軽自動車税の未納者に対する納付案内等の事務を効率的、効果的かつ集中的に行うには、専属要員が必要となる。
③委託先における取扱者数		[10人未満]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ]専用線　[ ]電子メール　[ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ]フラッシュメモリ　[ ]紙 [○]その他　（ システムの直接操作　）
⑤委託先名の確認方法		新宿区情報公開条例上の開示請求に基づき、確認することができる。
⑥委託先名		株式会社 ヒューマンプラス
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 1 ）件 [ ] 移転を行っている （ ）件 [ ] 行っていない
提供先1	国税庁長官又は都道府県知事、市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、国税徴収法第146条の2、地方税法第20条の11
②提供先における用途	国、他自治体等からの滞納状況等回答に係る事務
③提供する情報	滞納者の滞納状況等
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者、納税承継人、納税管理人
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [○] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 電子メール [ ] フラッシュメモリ [ ] その他 ( )	[ ] 専用線 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] 紙
⑦時期・頻度		
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		<当区における措置> ・特定個人情報が記載された申告書等については、施錠管理を行っている場所に保管する。 ・サーバー室への入退室は許可を受けた者に制限され、入退室管理装置等による入退室管理を行う。 ・外部からの侵入が容易にできないよう、サーバー室には可能な限り窓を設けない。 ・監視カメラによる入退室の監視を行う。 ・サーバー室には耐震対策・防火措置等を講じる。
②保管期間	期間	[6年以上10年未満] <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	地方税法上、最長の更正期限が法定納期限の翌日から7年間であるため
③消去方法		<当区における措置> ・完納から7年、不納欠損から5年経過したデータについては、アクセス不可となるように設定変更している。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を実施している。

7. 備考

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

【1. 共通】
＜宛名情報（個人）＞
氏名、住所、個人番号、住民番号、世帯番号、生年月日、性別、続柄、住民区分、外国人区分、区民日、特別出張所区分、異動事由、異動年月日、納税者番号
＜宛名情報（法人）＞
法人フリガナ、法人名称、住所、指定番号、企業番号、電話番号、郵便番号、異動事由、異動年月日、届出年月日

【2. 滞納整理情報ファイル】
＜収納情報＞
納整理担当区分、取立費用、滞納処分費、徴収嘱託、取消表示、催告停止、滞繰表示、期別、調定額、納税額、過不足額、送付番号、収納年月日、領収年月日、納期限、督促状発付年月日、督促状公示年月日、報奨金支払額、報奨金発送年月日、報奨金支払年月日、納期限変更表示、処理区分、取扱区分、履歴表示、欠損処理、誓約年月日、証券枚数、受託年月日、完結年月日、処分表示、処分年月日、解除年月日、解除事由、財産区分、該当条項
＜延滞金情報＞
延滞日数、正当額、調定額、納税額、過不足額、送付番号、収納年月日、領収年月日、延滞金区分、督促状発付年月日、督促状公示年月日、履歴表示
＜分納情報＞
宛名番号、分納表示、分納番号、分納回数、税目、分納開始、開始年度、開始相当年度、開始期別、分納終了、終了年度、終了相当年度、終了期別、分納金額計、本税、延滞金、分納申請日、分納方法、端数処理、延滞金処理、延滞金計算基準日、分納支払開始年月日、分納取消年月日、分納回、分納対象、年度、相当年度、税目、通知書番号、年、期別、分納金額、分納本税、分納延滞金、指定期限、分納納付金額、納付本税、納付延滞金、領収日
＜処分情報＞
処分表示、処分番号、処分年月日、解除年月日、解除事由、財産区分、該当条項
＜納付委託情報＞
証券種別、受託番号、受託年月日、支払い期日、完結年月日、完結事由、証券税額、証券延滞金

Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1　住民税賦課情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：　目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・届出の窓口において、地方税法、新宿区特別区税条例、同施行規則等に従い申告内容等や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・申告書等の内容をシステムへ入力後、申告書等とシステムの入力内容を照合し、複数人で確認を行う。 ・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本情報に基づいて新宿区の課税対象者と合致するかを確認している。 ・地方公共団体情報システム機構からの入手は、番号法第14条第2項において、「個人番号利用事務を処理するために必要があるときは…機構に対して機構保存本人確認情報の提供を求めることができる」と規定されており、事務処理に必要な者以外の情報は入手できない。 ・国税庁からの入手については、地方税の適正な課税を行うため、地方税法325条及び番号法第19条第8号等に基づき、政府より必要な情報の提供を受ける旨の規定がなされており、法令で定める場合以外の入手を行わない。 （以下、eLTAX） ・地方税ポータルセンタ（eLTAX）では、申告書の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けないようにシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者の暗証番号を取得しなければならない。利用届出の提出や申告データ等を送信する際に、電子証明書によって電子署名を行う。電子証明書を使用して電子署名を行うことにより、なりすまし（第三者が利用者のふりをして申請すること）を防ぐことができる。 また、利用届出や申告データ等に設定された提出先情報により、地方税ポータルセンタ（eLTAX）から提出先自治体の審査システムの審査サーバーへ配信されるようなシステムで制御をしている。 ・国税連携システムでは、地方税ポータルシステムを通じて国税庁としか繋がっておらず、国税庁から送信される情報しか入手は行われない。 ・他区市町村に課税権があることが判明した場合は、速やかに他区市町村に回送する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・法令等により手続きに必要な事項を規定した様式を示す。 ・必要な情報のみ記載してもらうよう、届出書の記載例を掲示している。 ・申告書及び添付書類に記載された情報以外は入力しない。 ・システムの入力画面においては税務事務と関連しない項目を登録することができない。 ・他団体からの申告情報の入手については、あらかじめ定められた情報を取得するため、必要な情報以外を入手することはない。 ・地方公共団体情報システム機構からは、決められた必要な情報しか提供を受けないようにシステムで制御している。 ・国税庁からは、必要な情報しか提供されない。 （以下、eLTAX） ・審査システムは、利用者から法令等により定められた様式で受信することから、必要な情報以外を入手することを防止している。 ・国税連携システムは、国税庁から、法令等により定められた様式で送信されることから、必要な情報以外を入手することを防止している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] <選択肢> 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・書面にて本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。 ・申告書等の様式に各申告書等の題名を明示し、申告等を行う者が使用目的を認識することができるようにしている。 ・特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構、国税庁は使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供をする。 （以下、eLTAX） ・eLTAXホームページ上等で、eLTAXは地方税に関する各種手続きを行うためのシステムであることを明確にしている。また、上記のとおり、利用者ID及び暗証番号がシステムに登録されている利用者しかeLTAXを利用することができない。これらによって利用者に、eLTAXで受付した情報が、地方税事務のために使用されることを明示している。なお、地方ポータルセンタ（eLTAX）からLGWANを介し、審査サーバーでデータを入手する。 ・国税連携データ受信サーバーには、決められた必要な情報しか提供を受け付けないようにシステムで制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・個人番号カードの提示、若しくは運転免許証等の官公署が発行した写真付きの身分証明書の提示、又は健康保険被保険者証などその者が本人であることを確認するに至る書類の提示を受け、個人識別事項等と参照した上、本人確認を行う。 ・代理人については、代理人の個人番号カード又は身分証明書、代理権確認書類（委任状、戸籍謄本等）の提示による確認のほか、税理士である場合においては、税理代理権限証書、税理士名簿に記録されている事項等を確認するなどの方法による。 ・特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構、国税庁は、番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提になっており、新宿区が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。 （以下、eLTAX） ・番号法施行規則第4条（電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置）第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより、本人確認した情報の提供を受ける。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード（若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ）等の提示を受け、本人確認を行う。 ・代理人については、代理人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書、代理権確認書類（委任状、戸籍謄本等）の提示による確認のほか、税理士である場合においては、税理代理権限証書、税理士名簿に記録されている事項等を確認するなどの方法による。 ・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本情報に基づいて新宿区の課税対象者と合致するかを確認している。 ・特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構、国税庁は、番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、新宿区が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。 （以下、eLTAX） ・番号法施行規則第4条第2号イの規定に基づき、地方公共団体情報システム機構から、機構保存本人確認情報の提供を受けるなどの方法により行う。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、正確性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、複数の者による確認を行う。また、入力、削除及び訂正した内容を確認 した者に、申告書等の様式の行政側使用欄にサインさせる。 ・職員が収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。 ・地方税法に基づいて新宿区に提出する申告書、法定調書等については、提出されたものをそのまま原本として保管する必要がある。 ・税務情報トータルシステムでは、これらの申告書、法定調書等情報や納税の実績等を入力することにより、地方税債権等を一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査に活用しているところである。 ・納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正をもとめるなどの対応を行っている。 ・正確性の確保については、特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構、国税庁に委ねられる。 (以下、eLTAX) ・国税連携システムで入手する所得税申告書等については、国税庁が申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応をし、修正された情報が国税庁から送信されてくる。
その他の措置の内容	―
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・申告等の受付の窓口において、他者の目に触れないよう仕切り板で遮断している。 ・申告等の処理結果を誤った相手方に手渡すことを防止するため、窓口で対面にて収受している。 ・住民からの申告書等については、特定個人情報の漏洩及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、鍵付の書庫に保管する。 ・特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構からの入手は、新宿区と入手元のみをつないだ専用線を用いて行う。 ・国税庁から書面で入手する場合は、職員が立ち会い、紛失しないよう細心の注意を払っている。 ・職員間で周知を行い、共通認識を図っている。 (以下、eLTAX) ・特定個人情報の入手元である利用者からの入手は、利用者から地方ポータルセンタ(eLTAX)まではインターネット回線、地方税ポータルセンタ(eLTAX)からはLGWANを通じて、審査システムを利用して入手し、漏えい・紛失がないようにしている。 ・特定個人情報の入手元である年金保険者からの入手は、年金保険者から地方税ポータルセンタ(eLTAX)まではDVD、地方税ポータルセンタ(eLTAX)からはLGWANを通じて、審査システムを利用して入手している。 ・特定個人情報の入手元である国税庁からの入手は、国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは専用線、地方税ポータルセンタ(eLTAX)からはLGWANを通じて、国税連携システムを利用して入手している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
―	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	・団体内統合宛名等システムは、番号法別表第1及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。 ・団体内統合宛名等システムには、権限のない者のアクセスを認めない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・法令に基づく事務で使用する情報以外との紐付けは行わない。 ・税務情報トータルシステムが保有している住民税賦課情報ファイルの個人番号が他のシステムや利用者からアクセス制限されている。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・税務情報トータルシステムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、個人ごとのユーザIDを割り当て、共用IDの利用を禁止している。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	① ID/パスワードの発効管理 ・アクセス権限と業務の対応表を作成する。アクセス権限と業務の対応表について1年に1回定期的に見直している。 ・情報システム管理者である課長は、職員の業務に対応したアクセス権限を確認した上で、事務に必要なアクセス権限のみの利用申請を情報政策課に提出する。 ・利用申請により情報政策課は、操作ファイルを更新し、必要なアクセス権限を付与したID/パスワードを発行する。すでにID/パスワードを取得している場合は、そのID/パスワードの職員に必要なアクセス権限を付与する。 ・小型システム（課税資料管理システム等）については、情報システム管理者である課長が、権限代行者に命じ、ID/パスワードを発行する。 ② 失効管理 ・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。 ・最大1年間の登録期間を設けて、利用申請により操作者ファイルを更新しており、1年後、利用申請が無ければ失効となる。利用申請書を10年間保存する。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者の取り扱う事務に応じたアクセス権限が付与されるように管理をする。 ・アクセス権限の申請／失効の内容と、申請／失効の結果を突合している。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・誰がいつどのデータを取り扱ったかの操作履歴（操作ログ）を7年間保管する。 ・情報の漏えいや重大な情報セキュリティ障害が発生したとき、又は当該事実が発生したことが疑われる場合、若しくは発生するおそれがある場合等必要に応じ、操作履歴の調査を行う。稼働実績ファイル（操作履歴）から、誰（職員等）が、誰（住民等）を、どの端末を使用し、どのような内容（画面の検索や処理等）で操作したかを、抽出する項目を指定して処理する。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴（操作ログ）を記録し、7年間保存することで、業務外での使用の抑止をしている。 ・職員に対しては、年一回、個人保護保護に関する研修を行い、業務外又は不必要な情報収集の禁止等について指導している。 ・委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、契約書に個人情報に係る特記事項を付している。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定による措置を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・職員及び委託先に対し、職務に関係なく、業務上知り得た情報の複写または複製の禁止を遵守するよう契約書等に定めている。 ・職員に対しては、年一回、個人保護保護に関する研修を行い、業務外又は不必要な情報の複写または複製の禁止等について指導している。 ・委託先に対しては、契約書に個人情報保護に係る特記事項を付している。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定による措置を講じる。 ・端末では外部記録媒体を使用できないようにする。 ・情報の漏えいが疑われるときなどは、操作履歴の点検を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり情報を表示させない。 ・一定時間操作がないと自動的に画面ロックがかかる。 ・窓口に設置されたホストコンピューター等のディスプレイをのぞき見防止フィルターにより来庁者等の目に触れないようにする。 ・情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認		・契約書の個人情報保護に関する特記事項等に基づき、個人情報の管理と情報セキュリティの遵守について、必要な措置を講ずることと記載している。また、仕様書によりプライバシーマーク使用許諾証等の提示又は写しの提出を求めている。 （以下、eLTAX） ・審査システム及び国税連携システムの運営に関する業務は、一般社団法人地方税電子化協議会が、認定委託先事業者の認定等に関する要綱に基づき認定した事業者に委託している。当該事業者は、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」（平成25年総務省告示第206号）の各規定に適合した情報セキュリティが確保されると認められているとともに、ISMS認証を取得している。また、一般社団法人地方税電子化協議会による情報セキュリティ監査が実施されており、監査結果についての報告を受けている。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限		[　制限している　] <選択肢> 1）制限している　2）制限していない
	具体的な制限方法	・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ・システムへのアクセス制限を設け、業務に関係のない情報の閲覧／更新を行わせない。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録		[　記録を残している　] <選択肢> 1）記録を残している　2）記録を残していない
	具体的な方法	操作ログによる記録を7年間残し、不正な使用がないことを確認する。
特定個人情報の提供ルール		[　定めている　] <選択肢> 1）定めている　2）定めていない
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・業務上知り得た個人情報等につき、契約書において契約の期間中及び契約終了後における第三者への提供の禁止（守秘義務）を定めている。 ・ルールの遵守については、委託元（区）が必要があると認める場合は、委託先に業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行わせるほか、業務に関する個人情報の管理状況にについて立入調査等による監査を行うことで確認する。 ・当初課税データ入力業務の委託にあたり、複数の事業所でデータ入力作業を行う場合等の事業所の名称・所在地・電話番号及び現場責任者氏名を報告させる。
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等、善良な管理者の注意義務を持って保管及び管理することを契約書において定め、個人情報の持ち出しを禁止している。 ・ルールの遵守については、委託元（区）が必要があると認める場合は、委託先に業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行わせるほか、業務に関する個人情報の管理状況にについて立入調査等による監査を行うことで確認する。 ・当初課税データ入力業務の委託にあたり、情報の受渡時には、原票（特別区民税・都民税申告書、給与支払報告書等）の名称・件数を記載した「受渡書兼受領書」に受領者（委託先）の氏名を署名させ、納品時においても「納品及び返却書兼受領書」に受領者（委託先）の氏名を署名させ、検査・立会を行う。送付毎の内訳については、原票の送付確認書（原票区分・資料開始番号～終了番号・件数・記録DISK番号）により確認している。 また、情報の返却にあたり、原票の返却とともに情報を電子情報処理に用いた電子機器から消去することを契約書（仕様書）に謳っており、報告を求めた場合には書面での報告を定めている。 なお、原票等を新宿区と履行場所間を運搬する車の駐車場利用申請を提出させ、ナンバーを報告させる。
特定個人情報の消去ルール		[　定めている　] <選択肢> 1）定めている　2）定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・個人情報（特定個人情報を含む。）が記載されている不要な紙媒体は、シュレッダーによる細断若しくは外部業者による溶解処理を行う。 ・委託先に、資料等の返還時には、記録媒体のデータの消去を行わせることを契約書の特記事項に記す。 ・ルールの遵守については、委託元（区）が必要があると認める場合は、委託先に業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行わせるほか、業務に関する個人情報の管理状況にについて立入調査等による監査を行うことで確認する。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[　　定めている　　] <選択肢> 1) 定めている　2) 定めていない
	規定の内容	新宿区の情報セキュリティ規程に基づき、特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書上に明記している。 ・直接又は間接に知り得た秘密を一切第三者に漏らし、又は他の目的に利用しないこと。この契約に基づく委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。 ・データ、プログラム等及び業務材料（以下「データ等」という。）の取扱いについては、細心の注意を払い、適正な維持管理を行うこと。 ・データ等の漏えい、滅失、き損、改ざん等の防止を行うこと。 ・データ等を委託業務を実施する目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。 ・データ等を全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製しないこと。 ・事故が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに委託者に通知するとともに必要な措置を講じ、遅滞なくその状況について書面をもって委託者に報告すること。 ・取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、報告すること。 ・委託先が、その従業者に個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施すること。 ・必要があると認めたときは、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うほか、業務に関する個人情報の管理状況について、立入調査等を受けること。 ・再委託を禁止すること（ただし、事前に新宿区が許諾したときは再委託を認める）。 ・契約終了後は、資料等を返還し、又は消去すること。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[　　十分に行っている　　] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない　4) 再委託していない
	具体的な方法	再委託先についても、委託先における特定個人情報の取扱いに係る内容を遵守させることとしている。
その他の措置の内容		契約書に掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより当区又は第三者に損害を与えたときは、その損害 を賠償するものとしている。
リスクへの対策は十分か		[　　十分である　　] <選択肢> 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
－		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[　]提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[　記録を残している　] <選択肢> 1）記録を残している　2）記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年間保存している。なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。 （以下、eLTAX） ・審査システムにおいて、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、番号法第19条第1号に基づき、特定個人情報（特別徴収税額通知等）の提供を行う。 厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、新宿区と厚生労働大臣等とは、LGWANとDVD、企業等給与支払者とはLGWANとインターネット回線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。 ・国税連携システムにおいて、国税庁及び他区市町村との間の連携については、番号法第19条第8号に基づき、特定個人情報（扶養是正情報等）の提供を行う。 その際には、番号法第19条第8号、番号法施行令第23条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存するなどの処置をとる。 ・国税庁及び他区市町村との間の連携については、新宿区と国税庁及び他区市町村とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　定めている　] <選択肢> 1）定めている　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・データ移転先からのデータ利用申請を求め、データ移転元がその法的根拠等を判断し、承認を得たもののみ、データの移転を許可することを内部規程で定める。 ・区で管理する情報を区外の機関へ提供する際には、新宿区個人情報保護条例に規定された手続きをおこなう。 ・情報セキュリティポリシーの遵守状況及び個人情報の管理に関する問題の有無について確認を行い、問題が発生していた場合は速やかに、新宿区情報システム緊急時対応計画に従い適切な措置を講ずることとしている。 （以下、eLTAX） ・審査システム及び国税連携システムで提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく特定個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が体制を整備していることを確認する。 ・審査システム及び国税連携システムで情報連携を行う場合、電子データについては番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。
その他の措置の内容	・庁内のシステムにおいては、操作者のアクセス制限、操作ログの記録、システムの接続制御を実施している。操作ログの記録は7年間保存する。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。 ・個人番号の盗用等が発生した場合は、番号法第7条第2項により、職権及び該当者からの申請により個人番号の変更を行う。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] <選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・庁内のシステムにおいては、操作者のアクセス制限、操作ログの記録、システムの接続制御を実施することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止している。操作ログの記録は7年間保存する。 ・提供／移転前に、提供／移転先が法令に基づく利用事務者であることを確認する。 （以下、eLTAX） ・審査システム及び国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 ・審査システムにおいては、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、新宿区と厚生労働大臣等とは、LGWANとDVD、企業等の給与支払者とはLGWANとインターネット回線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。 ・国税連携システムにおいて、国税庁及び他区市町村との間の連携については、新宿区と国税庁及び他区市町村とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	・入出力処理の際、処理を行った職員と、処理の内容を審査する職員を別にし、二重確認を行っている。 ・庁内のシステムにおいて、本業務で保有する情報を全て連携することはできず、移転元から承認された情報しか移転できないよう制御されている。また、操作者のアクセス制限、システムの接続制御により、予め定められた提供・移転先のみにしか情報の提供・移転ができないような仕組みとなっている。 （以下、eLTAX） ・審査システム及び国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこことする。 ・審査システムにおいて、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、新宿区と厚生労働大臣等とは、LGWANとDVD、企業等の給与支払者とはLGWANとインターネット回線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保している。 ・国税連携システムにおいては、国税庁及び他区市町村との間の連携については、新宿区と国税庁及び他区市町村とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
－	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　]接続しない(入手)　[　]接続しない(提供)
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]　＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全生保確保している。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]　＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]　＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回路を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]　＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク5： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応を求められている情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・セキュリティ管理機能（※）により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で情報提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回路を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法で上表提供を行えないように管理している。
リスクへの対策は十分か	[十分である]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能におり、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能（※）により、「情報提供データベースのインポートデータ」の形式チェックと接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 （※）特定個人情報を副本として保存・管理する機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応していいる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回路を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	＜当区における措置＞ ・サーバー及びネットワーク機器の設置室（以下「セキュリティ区域」という。）に入室する者をあらかじめ指定し、指定した者以外の者を入室させない。 ・セキュリティ区域への入退室管理簿を作成し、入退室の記録を行っている。 ・セキュリティ区域は通常は施錠し、入室の度に鍵又は指紋認証等で鍵を開けている。 ・セキュリティ区域に入室する訪問者に名札を着用させている。 ・セキュリティ区域のうち、特に重要な機器等を設置する場所においては、入退室の記録を行うほか、監視カメラによる入退室の監視を行っている。 ・サーバー等の機器等を取り付ける場合は、火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置している。 ・サーバー等の機器等を取り付ける場合は、火災、水害等災害が発生した場合に異常を知らせる自動監視装置を設置している。 ・特定個人情報が記載された紙媒体や外部記録媒体については、施錠管理を行っている書庫・キャビネットに保管し、鍵の管理を徹底する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	＜当区における措置＞ ・新宿区情報セキュリティ対策基準に基づき、コンピュータウイルスの対策のためのソフトウェアを導入し、ウイルスをチェックするウイルスパターンファイルを定期的に更新する。 ・振る舞い検知型のコンピュータウイルス検出ソフトウェアにより標的型攻撃対策を講じる。 ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、UTM（ファイアウォールを含めた複数のセキュリティ機能が統合された機器）設置している。 ・税務情報トータルシステムを利用できる職員をあらかじめ特定し、個人ごとにユーザIDを割り当て、アクセスログを記録する。アクセスログの記録は7年間保存する。 （eLTAX） ・eLTAXシステム等、外部接続のシステムには、ファイアウォールを設置している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	－	
再発防止策の内容	－	

⑩死者の個人番号		[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	コンピュータ室内のサーバーで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。	
その他の措置の内容		－	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容		税務情報トータルシステムに存在する賦課情報は、各種申告情報に基づき、更新・賦課を行った上で、住民に対して税額通知を行い、住民側でも確認を行うため、古い情報のまま保管され続けることはない。	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	手順の内容	システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。また、紙媒体の特定個人情報については、施錠管理を行っている書庫・キャビネットに保管し、保存期間の経過後、溶解、焼却、細断等により廃棄する。	
その他の措置の内容		－	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
－			

Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
2　軽自動車税管理情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：　目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・届出の窓口において、地方税法、新宿区特別区税条例、同施行規則等に従い申告内容等や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・申告書等の内容をシステムへ入力後、申告書等とシステムの入力内容を照合し、複数人で確認を行う。 ・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本情報等に基づいて新宿区の課税対象者と合致するかを確認している。 ・地方公共団体情報システム機構からの入手は、番号法第14条第2項において、「個人番号利用事務を処理するために必要があるときは…機構に対して機構保存本人確認情報の提供を求めることができる」と規定されており、事務処理に必要な者以外の情報は入手できない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・法令等により手続きに必要な事項を規定した様式を示す。 ・必要な情報のみ記載してもらうよう、届出書の記載例を掲示している。 ・申告書及び添付書類に記載された情報以外は入力しない。 ・システムの入力画面においては税務事務と関連しない項目を登録することができない。 ・他団体からの申告情報の入手については、あらかじめ定められた情報を取得するため、必要な情報以外を入手することはない。 ・地方公共団体情報システム機構からは、決められた必要な情報しか提供を受けないようにシステムで制御している。
その他の措置の内容	―
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：　不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・書面にて本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。 ・申告書等の様式に各申告書等の題名を明示し、申告等を行う者が使用目的を認識することができるようにしている。 ・特定個人情報の入手元である地方公共団体システム機構は使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供をする。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・個人番号カードの提示、若しくは運転免許証等の官公署が発行した写真付きの身分証明書の提示、又は健康保険被保険者証などその者が本人であることを確認するに至る書類の提示を受け、個人識別事項等と参照した上、本人確認を行う。 ・代理人については、代理人の個人番号カード又は身分証明書、代理権確認書類（委任状、戸籍謄本等）の提示による確認を行う。 ・特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構は、番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提になっており、新宿区が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード（若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ）等の提示を受け、本人確認を行う。 ・代理人については、代理人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書、代理権確認書類（委任状、戸籍謄本等）の提示による確認を行う。 ・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本情報に基づいて新宿区の課税対象者と合致するかを確認している。 ・特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構は、番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、新宿区が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、正確性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、複数の者による確認を行う。また、入力、削除及び訂正した内容を確認した者に、申告書等の様式の行政側使用欄にサインさせる。 ・職員が収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。 ・地方税法に基づいて新宿区に提出する申告書等については、提出されたものをそのまま原本として保管する必要がある。 ・納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正をもとめるなどの対応を行っている。 ・正確性の確保については、特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構に委ねられる。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] <選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・申告等の処理結果を誤った相手方に手渡すことを防止するため、窓口で対面にて収受し、一部受付番号発券システム等から発行した番号札による照合を行っている。 ・住民からの申告書等については、特定個人情報の漏洩及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、鍵付の書庫に保管する。 ・特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構からの入手は、新宿区と入手元のみをつないだ専用線を用いて行う。 ・職員間で周知を行い、共通認識を図っている。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] <選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
－	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	・団体内統合宛名等システムは、番号法別表第1及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。 ・団体内統合宛名等システムには、権限のない者のアクセスを認めない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・法令に基づく事務で使用する情報以外との紐付けは行わない。 ・税務情報トータルシステムが保有している軽自動車税管理情報ファイルの個人番号が他のシステムや利用者からアクセス制限されている。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・税務情報トータルシステムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、個人ごとのユーザIDを割り当て、共用IDの利用を禁止している。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	① ID/パスワードの発効管理 ・アクセス権限と業務の対応表を作成する。アクセス権限と業務の対応表について1年に1回定期的に見直している。 ・情報システム管理者である課長は、職員の業務に対応したアクセス権限を確認した上で、事務に必要なアクセス権限のみの利用申請を情報政策課に提出する。 ・利用申請により情報政策課は、操作ファイルを更新し、必要なアクセス権限を付与したID/パスワードを発行する。すでにID/パスワードを取得している場合は、そのID/パスワードの職員に必要なアクセス権限を付与する。 ② 失効管理 ・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。 ・最大1年間の登録期間を設けて、利用申請により操作者ファイルを更新しており、1年後、利用申請が無ければ失効となる。利用申請書を10年間保存する。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者の取り扱う事務に応じたアクセス権限が付与されるように管理をする。 ・アクセス権限の申請／失効の内容と、申請／失効の結果を突合している。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・誰がいつどのデータを取り扱ったかの操作履歴（操作ログ）を7年間保管する。 ・情報の漏えいや重大な情報セキュリティ障害が発生したとき、又は当該事実が発生したことが疑われる場合、若しくは発生するおそれがある場合等必要に応じ、操作履歴の調査を行う。稼働実績ファイル（操作履歴）から、誰（職員等）が、誰（住民等）を、どの端末を使用し、どのような内容（画面の検索や処理等）で操作したかを、抽出する項目を指定して処理する。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴（操作ログ）を記録し、7年間保存することで、業務外での使用の抑止をしている。 ・職員に対しては、年一回、個人保護保護に関する研修を行い、業務外又は不必要な情報収集の禁止等について指導している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・職員に対し、職務に関係なく、業務上知り得た情報の複写または複製の禁止を遵守するよう契約書等に定めている。 ・職員に対しては、年一回、個人保護保護に関する研修を行い、業務外又は不必要な情報の複写または複製の禁止等について指導している。 ・端末では外部記録媒体を使用できないようにする。 ・情報の漏えいが疑われるときなどは、操作履歴の点検を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり情報を表示させない。 ・一定時間操作がないと自動的に画面ロックがかかる。 ・窓口に設置されたホストコンピューター等のディスプレイをのぞき見防止フィルターにより来庁者等の目に触れないようにする。 ・情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ ]	<選択肢> 1) 制限している　2) 制限していない
具体的な制限方法		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ ]	<選択肢> 1) 記録を残している　2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供ルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている　2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		
特定個人情報の消去ルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている　2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ ]	<選択肢> 1) 定めている　2) 定めていない
規定の内容		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない　4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[　]提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[　記録を残している　] <選択肢> 1）記録を残している　2）記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供を行う際に、提供の記録（提供日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年間保存している。なお、システム上、提供に係る処理を行ったものの提供が認められなかった場合についても記録を残す。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　定めている　] <選択肢> 1）定めている　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・区で管理する情報を区外の機関へ提供する際には、新宿区個人情報保護条例に規定された手続きをおこなう。 ・情報セキュリティポリシーの遵守状況及び個人情報の管理に関する問題の有無について確認を行い、問題が発生していた場合は速やかに、新宿区情報システム緊急時対応計画に従い適切な措置を講ずることとしている。
その他の措置の内容	・庁内のシステムにおいては、操作者のアクセス制限、操作ログの記録、システムの接続制御を実施している。操作ログの記録は7年間保存する。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。 ・個人番号の盗用等が発生した場合は、番号法第7条第2項により、職権及び該当者からの申請により個人番号の変更を行う。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] <選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・庁内のシステムにおいては、操作者のアクセス制限、操作ログの記録、システムの接続制御を実施することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止している。操作ログの記録は7年間保存する。 ・提供前に、提供先が法令に基づく利用事務者であることを確認する。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] <選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	・入出力処理の際、処理を行った職員と、処理の内容を審査する職員を別にし、二重確認を行っている。 ・庁内のシステムにおいて、本業務で保有する情報を全て連携することはできないよう制御されている。また、操作者のアクセス制限、システムの接続制御により、予め定められた提供先のみにしか情報の提供ができないような仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] <選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
－	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　]接続しない(入手)　[○]接続しない(提供)
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全生保確保している。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回路を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク5： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞
・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応していいる。
＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞
・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。
・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回路を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	＜当区における措置＞ ・サーバー及びネットワーク機器の設置室（以下「セキュリティ区域」という。）に入室する者をあらかじめ指定し、指定した者以外の者を入室させない。 ・セキュリティ区域への入退室管理簿を作成し、入退室の記録を行っている。 ・セキュリティ区域は通常は施錠し、入室の度に鍵又は指紋認証等で鍵を開けている。 ・セキュリティ区域に入室する訪問者に名札を着用させている。 ・セキュリティ区域のうち、特に重要な機器等を設置する場所においては、入退室の記録を行うほか、監視カメラによる入退室の監視を行っている。 ・サーバー等の機器等を取り付ける場合は、火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置している。 ・サーバー等の機器等を取り付ける場合は、火災、水害等災害が発生した場合に異常を知らせる自動監視装置を設置している。 ・特定個人情報が記載された紙媒体や外部記録媒体については、施錠管理を行っている書庫・キャビネットに保管し、鍵の管理を徹底する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	＜当区における措置＞ ・新宿区情報セキュリティ対策基準に基づき、コンピュータウイルスの対策のためのソフトウェアを導入し、ウイルスをチェックするウイルスパターンファイルを定期的に更新する。 ・振る舞い検知型のコンピュータウイルス検出ソフトウェアにより標的型攻撃対策を講じる。 ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、UTM（ファイアウォールを含めた複数のセキュリティ機能が統合された機器）設置している。 ・税務情報トータルシステムを利用できる職員をあらかじめ特定し、個人ごとにユーザIDを割り当て、アクセスログを記録する。アクセスログの記録は7年間保存する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり　2) 発生なし
その内容	－	
再発防止策の内容	－	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している　2) 保管していない
具体的な保管方法	コンピュータ室内のサーバーで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	税務情報トータルシステムに存在する賦課情報は、各種申告情報に基づき、更新・賦課を行った上で、住民等に対して税額通知等を行い、住民側でも確認を行うため、古い情報のまま保管され続けることはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている　2) 定めていない
手順の内容	システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。また、紙媒体の特定個人情報については、施錠管理を行っている書庫・キャビネットに保管し、保存期間の経過後、溶解、焼却、細断等により廃棄する。	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
－		

Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
3 収納管理情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・届出の窓口において、地方税法、新宿区特別区税条例、同施行規則等に従い届出内容等や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・納付（納入）書は必要項目が印字されたものを使用する。 ・口座情報については、当区と本人との間で合意の上で、本人が申請するものであるため、目的外の入手は行われない。 ・地方公共団体情報システム機構からの入手は、番号法第14条第2項において、「個人番号利用事務を処理するために必要があるときは…機構に対して機構保存本人確認情報の提供を求めることができる」と規定されており、事務処理に必要な者以外の情報は入手できない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・法令等により手続きに必要な事項を規定した様式を示す。 ・必要な情報のみ記載してもらうよう、届出書の記載例を掲示している。 ・届出書及び添付書類に記載された情報以外は入力しない。 ・システムの入力画面においては税務事務と関連しない項目を登録することができない。 ・地方公共団体情報システム機構からは、決められた必要な情報しか提供を受けないようにシステム制御している。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・各様式に題名を明示し、使用目的を認識することができるようにしている。 ・特定個人情報の入手元である地方公共団体システム機構は使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供をする。 ・口座情報については、当区と本人との間で合意の上で、本人が申請するものであるため、不適切な方法で入手が行われることはない。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・個人番号カードの提示、若しくは運転免許証等の官公署が発行した写真付きの身分証明書の提示、又は健康保険被保険者証などその者が本人であることを確認するに至る書類の提示を受け、個人識別事項等と参照した上、本人確認を行う。 ・代理人については、代理人の個人番号カード又は身分証明書、代理権確認書類（委任状、戸籍謄本等）の提示による確認を行う。 ・特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構は、番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提になっており、新宿区が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。 ・口座情報については、登録の届出書に銀行口座の登録印が押印されており、それを各銀行に確認することで本人登録情報との確認を行う。

個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード(若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)等の提示を受け、本人確認を行う。 ・代理人については、代理人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書、代理権確認書類(委任状、戸籍謄本等)の提示による確認を行う。 ・特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構は、番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、新宿区が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、正確性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、複数の者による確認を行う。また、入力、削除及び訂正した内容を確認 した者に、各様式の行政側使用欄等にサインさせる。 ・職員が収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。 ・正確性の確保については、特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構に委ねられる。
その他の措置の内容	―
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・届出書等の処理結果を誤った相手方に手渡すことを防止するため、窓口で対面にて収受し、一部受付番号発券システム等から発行した番号札による照合を行っている。 ・住民からの届出書等については、特定個人情報の漏洩及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、鍵付の書庫に保管する。 ・特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構からの入手は、新宿区と入手元のみをつないだ専用線を用いて行う。 ・職員間で周知を行い、共通認識を図っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
―	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	・団体内統合宛名等システムは、番号法別表第1及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。 ・団体内統合宛名等システムには、権限のない者のアクセスを認めない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・法令に基づく事務で使用する情報以外との紐付けは行わない。 ・税務情報トータルシステムが保有している収納管理情報ファイルの個人番号が他のシステムや利用者からアクセス制限されている。	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1）行っている 2）行っていない
具体的な管理方法	・税務情報トータルシステムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行われない対策を実施している。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、個人ごとのユーザIDを割り当て、共用IDの利用を禁止している。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1）行っている 2）行っていない
具体的な管理方法	① ID/パスワードの発効管理 ・アクセス権限と業務の対応表を作成する。アクセス権限と業務の対応表について1年に1回定期的に見直している。 ・情報システム管理者である課長は、職員の業務に対応したアクセス権限を確認した上で、事務に必要なアクセス権限のみの利用申請を情報政策課に提出する。 ・利用申請により情報政策課は、操作ファイルを更新し、必要なアクセス権限を付与したID/パスワードを発行する。すでにID/パスワードを取得している場合は、そのID/パスワードの職員に必要なアクセス権限を付与する。 ② 失効管理 ・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。 ・最大1年間の登録期間を設けて、利用申請により操作者ファイルを更新しており、1年後、利用申請が無ければ失効となる。利用申請書を10年間保存する。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1）行っている 2）行っていない
具体的な管理方法	・操作者の取り扱う事務に応じたアクセス権限が付与されるように管理をする。 ・アクセス権限の申請／失効の内容と、申請／失効の結果を突合している。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1）記録を残している 2）記録を残していない
具体的な方法	・誰がいつどのデータを取り扱ったかの操作履歴（操作ログ）を7年間保管する。 ・情報の漏えいや重大な情報セキュリティ障害が発生したとき、又は当該事実が発生したことが疑われる場合、若しくは発生するおそれがある場合等必要に応じ、操作履歴の調査を行う。稼働実績ファイル（操作履歴）から、誰（職員等）が、誰（住民等）を、どの端末を使用し、どのような内容（画面の検索や処理等）で操作したかを、抽出する項目を指定して処理する。	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴（操作ログ）を記録し、7年間保存することで、業務外での使用の抑止をしている。 ・職員に対しては、年一回、個人保護保護に関する研修を行い、業務外又は不必要な情報収集の禁止等について指導している。 ・委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、契約書に個人情報に係る特記事項を付している。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定による措置を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・職員及び委託先に対し、職務に関係なく、業務上知り得た情報の複写または複製の禁止を遵守するよう契約書等に定めている。 ・職員に対しては、年一回、個人保護保護に関する研修を行い、業務外又は不必要な情報の複写または複製の禁止等について指導している。 ・委託先に対しては、契約書に個人情報保護に係る特記事項を付している。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定による措置を講じる。 ・端末では外部記録媒体を使用できないようにする。 ・情報の漏えいが疑われるときなどは、操作履歴の点検を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり情報を表示させない。 ・一定時間操作がないと自動的に画面ロックがかかる。 ・窓口に設置されたホストコンピューター等のディスプレイをのぞき見防止フィルターにより来庁者等の目に触れないようにする。 ・情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ ]	<選択肢> 1) 制限している　2) 制限していない
具体的な制限方法		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ ]	<選択肢> 1) 記録を残している　2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供ルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている　2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		
特定個人情報の消去ルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている　2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ ]	<選択肢> 1) 定めている　2) 定めていない
規定の内容		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない　4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[　] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[　記録を残している　] <選択肢> 1）記録を残している　2）記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の移転を行う際に、移転の記録（移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年間保存している。なお、システム上、移転に係る処理を行ったものの移転が認められなかった場合についても記録を残す。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　定めている　] <選択肢> 1）定めている　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・データ移転先からのデータ利用申請を求め、データ移転元がその法的根拠等を判断し、承認を得たもののみ、データの移転を許可することを内部規程で定める。 ・情報セキュリティポリシーの遵守状況及び個人情報の管理に関する問題の有無について確認を行い、問題が発生していた場合は速やかに、新宿区情報システム緊急時対応計画に従い適切な措置を講ずることとしている。
その他の措置の内容	庁内のシステムにおいては、操作者のアクセス制限、操作ログの記録、システムの接続制御を実施している。操作ログの記録は7年間保存する。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。 ・個人番号の盗用等が発生した場合は、番号法第7条第2項により、職権及び該当者からの申請により個人番号の変更を行う。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] <選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	庁内のシステムにおいては、操作者のアクセス制限、操作ログの記録、システムの接続制御を実施することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止している。操作ログの記録は7年間保存する。 ・移転前に、移転先が法令に基づく利用事務者であることを確認する。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] <選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	・入出力処理の際、処理を行った職員と、処理の内容を審査する職員を別にし、二重確認を行っている。 ・庁内のシステムにおいて、本業務で保有する情報を全て連携することはできず、移転元から承認された情報しか移転できないよう制御されている。また、操作者のアクセス制限、システムの接続制御により、予め定められた移転先のみにしか情報の移転ができないような仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] <選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
－	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○] 接続しない（入手） [○] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク5： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1）特に力を入れて遵守している 2）十分に遵守している 3）十分に遵守していない 4）政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1）特に力を入れて整備している 2）十分に整備している 3）十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1）特に力を入れて整備している 2）十分に整備している 3）十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1）特に力を入れて周知している 2）十分に周知している 3）十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な対策の内容	・サーバー及びネットワーク機器の設置室（以下「セキュリティ区域」という。）に入室する者をあらかじめ指定し、指定した者以外の者を入室させない。 ・セキュリティ区域への入退室管理簿を作成し、入退室の記録を行っている。 ・セキュリティ区域は通常は施錠し、入室の度に鍵又は指紋認証等で鍵を開けている。 ・セキュリティ区域に入室する訪問者に名札を着用させている。 ・セキュリティ区域のうち、特に重要な機器等を設置する場所においては、入退室の記録を行うほか、監視カメラによる入退室の監視を行っている。 ・サーバー等の機器等を取り付ける場合は、火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置している。 ・サーバー等の機器等を取り付ける場合は、火災、水害等災害が発生した場合に異常を知らせる自動監視装置を設置している。 ・特定個人情報が記載された紙媒体や外部記録媒体については、施錠管理を行っている書庫・キャビネットに保管し、鍵の管理を徹底する。	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な対策の内容	・新宿区情報セキュリティ対策基準に基づき、コンピュータウイルスの対策のためのソフトウェアを導入し、ウイルスをチェックするウイルスパターンファイルを定期的に更新する。 ・振る舞い検知型のコンピュータウイルス検出ソフトウェアにより標的型攻撃対策を講じる。 ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、UTM（ファイアウォールを含めた複数のセキュリティ機能が統合された機器）設置している。 ・税務情報トータルシステムを利用できる職員をあらかじめ特定し、個人ごとにユーザIDを割り当て、アクセスログを記録する。アクセスログの記録は7年間保存する。	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1）発生あり 2）発生なし
その内容	－	
再発防止策の内容	－	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1）保管している 2）保管していない
具体的な保管方法	コンピュータ室内のサーバーで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	税務情報トータルシステムに存在する収納情報は、賦課徴収情報に基づき、更新を行った上で、住民に対して通知を行い、住民側でも確認を行うため、古い情報のまま保管され続けることはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1）定めている 2）定めていない
手順の内容	システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。また、紙媒体の特定個人情報については、施錠管理を行っている書庫・キャビネットに保管し、保存期間の経過後、溶解、焼却、細断等により廃棄する。	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
－		

Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
4　滞納整理情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：　目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・届出の窓口において、地方税法、新宿区特別区税条例、同施行規則等に従い申請内容等や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・申請書等の内容をシステムに入力後、申請書等とシステムの入力内容を照合し、複数人で確認を行う。 ・他団体からの滞納・徴収緩和情報の入手については、1件ごとに基本情報に基づいて新宿区の課税対象者と合致するかを確認している。 ・地方公共団体情報システム機構からの入手は、番号法第14条第2項において、「個人番号利用事務を処理するために必要があるときは…機構に対して機構保存本人確認情報の提供を求めることができる」と規定されており、事務処理に必要な者以外の情報は入手できない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・法令等により手続きに必要な事項を規定した様式を示す。 ・必要な情報のみ記載してもらうよう、届出書の記載例を掲示している。 ・申請書及び添付書類に記載された情報以外は入力しない。 ・システムの入力画面においては税務事務と関連しない項目を登録することができない。 ・他団体からの滞納・徴収緩和情報の入手については、あらかじめ定められた情報を取得するため、必要な情報以外を入手することはない。 ・地方公共団体情報システム機構からは、決められた必要な情報しか提供を受けないようにシステムで制御している。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] <選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：　不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・書面にて本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。 ・各様式に題名を明示し、使用目的を認識することができるようにしている。 ・特定個人情報の入手元である地方公共団体システム機構は使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供をする。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] <選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・個人番号カードの提示、若しくは運転免許証等の官公署が発行した写真付きの身分証明書の提示、又は健康保険被保険者証などその者が本人であることを確認するに至る書類の提示を受け、個人識別事項等と参照した上、本人確認を行う。 ・代理人については、代理人の個人番号カード又は身分証明書、代理権確認書類（委任状、戸籍謄本等）の提示による確認のほか、税理士である場合においては、税理代理権限証書、税理士名簿に記録されている事項等を確認するなどの方法による。 ・特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構は、番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提になっており、新宿区が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。

個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード（若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ）等の提示を受け、本人確認を行う。 ・代理人については、代理人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書、代理権確認書類（委任状、戸籍謄本等）の提示による確認のほか、税理士である場合においては、税理代理権限証書、税理士名簿に記録されている事項等を確認するなどの方法による。 ・他団体からの滞納・徴収緩和情報の入手については、1件ごとに基本情報に基づいて新宿区の課税対象者と合致するかを確認している。 ・特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構は、番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、新宿区が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、正確性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、複数の者による確認を行う。また、入力、削除及び訂正した内容を確認 した者に、各様式の行政側使用欄等にサインさせる。 ・職員が収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。 ・地方税法に基づいて新宿区に提出する申請書等については、提出されたものをそのまま原本として保管する必要がある。 ・正確性の確保については、特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構に委ねられる。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・申請書等の受付の窓口において、他者の目に触れないよう仕切り板で遮断している。 ・申請等の処理結果を誤った相手方に手渡すことを防止するため、窓口で対面にて収受してる。 ・住民がらの申告書等については、特定個人情報の漏洩及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、鍵付の書庫に保管する。 ・特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構からの入手は、新宿区と入手元のみをつないだ専用線を用いて行う。 ・職員間で周知を行い、共通認識を図っている。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
－	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容		・団体内統合宛名等システムは、番号法別表第1及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。 ・団体内統合宛名等システムには、権限のない者のアクセスを認めない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容		・法令に基づく事務で使用する情報以外との紐付けは行わない。 ・税務情報トータルシステムが保有している滞納整理情報ファイルの個人番号が他のシステムや利用者からアクセス制限されている。
その他の措置の内容		－
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理		[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	・税務情報トータルシステムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、個人ごとのユーザIDを割り当て、共用IDの利用を禁止している。
アクセス権限の発効・失効の管理		[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	① ID/パスワードの発効管理 ・アクセス権限と業務の対応表を作成する。アクセス権限と業務の対応表について1年に1回定期的に見直している。 ・情報システム管理者である課長は、職員の業務に対応したアクセス権限を確認した上で、事務に必要なアクセス権限のみの利用申請を情報政策課に提出する。 ・利用申請により情報政策課は、操作ファイルを更新し、必要なアクセス権限を付与したID/パスワードを発行する。すでにID/パスワードを取得している場合は、そのID/パスワードの職員に必要なアクセス権限を付与する。 ② 失効管理 ・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。 ・最大1年間の登録期間を設けて、利用申請により操作者ファイルを更新しており、1年後、利用申請が無ければ失効となる。利用申請書を10年間保存する。
アクセス権限の管理		[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	・誰がいつどのデータを取り扱ったかの操作履歴（操作ログ）を7年間保管する。 ・情報の漏えいや重大な情報セキュリティ障害が発生したとき、又は当該事実が発生したことが疑われる場合、若しくは発生するおそれがある場合等必要に応じ、操作履歴の調査を行う。稼働実績ファイル（操作履歴）から、誰（職員等）が、誰（住民等）を、どの端末を使用し、どのような内容（画面の検索や処理等）で操作したかを、抽出する項目を指定して処理する。
特定個人情報の使用の記録		[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	・誰がいつどのデータを取り扱ったかの操作履歴（操作ログ）を7年間保管する。 ・情報の漏えいや重大な情報セキュリティ障害が発生したとき又は当該事実が発生したことが疑われる場合若しくは発生するおそれがある場合に操作履歴の調査を行う。
その他の措置の内容		－
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容		・システムの操作履歴（操作ログ）を記録し、7年間保存することで、業務外での使用の抑止をしている。 ・職員に対しては、年一回、個人保護保護に関する研修を行い、業務外又は不必要な情報収集の禁止等について指導している。
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・職員に対し、職務に関係なく、業務上知り得た情報の複写または複製の禁止を遵守するよう契約書等に定めている。 ・職員に対しては、年一回、個人保護保護に関する研修を行い、業務外又は不必要な情報の複写または複製の禁止等について指導している。 ・端末では外部記録媒体を使用できないようにする。 ・情報の漏えいが疑われるときなどは、操作履歴の点検を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり情報を表示させない。 ・一定時間操作がないと自動的に画面ロックがかかる。 ・窓口に設置されたホストコンピューター等のディスプレイをのぞき見防止フィルターにより来庁者等の目に触れないようにする。 ・情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ ]	<選択肢> 1) 制限している　2) 制限していない
具体的な制限方法		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ ]	<選択肢> 1) 記録を残している　2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供ルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている　2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		
特定個人情報の消去ルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている　2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ ]	<選択肢> 1) 定めている　2) 定めていない
規定の内容		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない　4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[　]提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[　記録を残している　] <選択肢> 1）記録を残している　2）記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年間保存している。なお、システム上、提供に係る処理を行ったものの提供が認められなかった場合についても記録を残す。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　定めている　] <選択肢> 1）定めている　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・区で管理する情報を区外の機関へ提供する際には、新宿区個人情報保護条例に規定された手続きをおこなう。 ・情報セキュリティポリシーの遵守状況及び個人情報の管理に関する問題の有無について確認を行い、問題が発生していた場合は速やかに、新宿区情報システム緊急時対応計画に従い適切な措置を講ずることとしている。
その他の措置の内容	・庁内のシステムにおいては、操作者のアクセス制限、操作ログの記録、システムの接続制御を実施している。操作ログの記録は7年間保存する。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。 ・個人番号の盗用等が発生した場合は、番号法第7条第2項により、職権及び該当者からの申請により個人番号の変更を行う。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] <選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・庁内のシステムにおいては、操作者のアクセス制限、操作ログの記録、システムの接続制御を実施することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止している。操作ログの記録は7年間保存する。 ・提供前に、提供先が法令に基づく利用事務者であることを確認する。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] <選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	・入出力処理の際、処理を行った職員と、処理の内容を審査する職員を別にし、二重確認を行っている。 ・庁内のシステムにおいて、本業務で保有する情報を全て連携することはできないよう制御されている。また、操作者のアクセス制限、システムの接続制御により、予め定められた提供先のみにしか情報の提供ができないような仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] <選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
－	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1）特に力を入れて遵守している　2）十分に遵守している 3）十分に遵守していない　4）政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1）特に力を入れて整備している　2）十分に整備している 3）十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1）特に力を入れて整備している　2）十分に整備している 3）十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1）特に力を入れて周知している　2）十分に周知している 3）十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な対策の内容	＜当区における措置＞ ・サーバー及びネットワーク機器の設置室（以下「セキュリティ区域」という。）に入室する者をあらかじめ指定し、指定した者以外の者を入室させない。 ・セキュリティ区域への入退室管理簿を作成し、入退室の記録を行っている。 ・セキュリティ区域は通常は施錠し、入室の度に鍵又は指紋認証等で鍵を開けている。 ・セキュリティ区域に入室する訪問者に名札を着用させている。 ・セキュリティ区域のうち、特に重要な機器等を設置する場所においては、入退室の記録を行うほか、監視カメラによる入退室の監視を行っている。 ・サーバー等の機器等を取り付ける場合は、火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置している。 ・サーバー等の機器等を取り付ける場合は、火災、水害等災害が発生した場合に異常を知らせる自動監視装置を設置している。 ・特定個人情報が記載された紙媒体や外部記録媒体については、施錠管理を行っている書庫・キャビネットに保管し、鍵の管理を徹底する。	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な対策の内容	＜当区における措置＞ ・新宿区情報セキュリティ対策基準に基づき、コンピュータウイルスの対策のためのソフトウェアを導入し、ウイルスをチェックするウイルスパターンファイルを定期的に更新する。 ・振る舞い検知型のコンピュータウイルス検出ソフトウェアにより標的型攻撃対策を講じる。 ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、UTM（ファイアウォールを含めた複数のセキュリティ機能が統合された機器）設置している。 ・税務情報トータルシステムを利用できる職員をあらかじめ特定し、個人ごとにユーザIDを割り当て、アクセスログを記録する。アクセスログの記録は7年間保存する。	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1）発生あり　2）発生なし
その内容	－	
再発防止策の内容	－	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1）保管している　2）保管していない
具体的な保管方法	コンピュータ室内のサーバーで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。	

その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	税務情報トータルシステムに存在する滞納・徴収緩和情報は、賦課徴収情報に基づき、更新を行った上で、住民に対して通知を行い、住民側でも確認を行うため、古い情報のまま保管され続けることはない。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[　　定めている　　]	<選択肢> 1）定めている　2）定めていない
手順の内容	システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。また、紙媒体の特定個人情報については、施錠管理を行っている書庫・キャビネットに保管し、保存期間の経過後、溶解、焼却、細断等により廃棄する。	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
－		

Ⅳ その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[　　十分に行っている　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	＜当区における措置＞ ・特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会規則第1号）第14条（評価書の修正）に基づき、少なくとも年1回評価書の記載した事項の見直しを担当部署において行う。また、同規則第15条及び特定個人情報保護評価指針に基づき、直近の評価書を公表してから5年を経過する前に、保護評価を再実施するよう努める。 ・「新宿区情報セキュリティ規則」に定める情報セキュリティポリシーの遵守に取り組んでいることを自己チェックにより確認する。自己チェックの結果を受けて、情報資産へのリスクを洗い出し、改善策を策定・実施する。 （以下、eLTAX） ・国税連携システムにあっては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準（平成25年総務省告示第206号）」の達成状況について、自己評価を実施している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 運用規制等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[　　十分に行っている　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	＜当区における措置＞ ・内部監査 「新宿区情報セキュリティ内部監査実施要綱」に従い、情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検討するため、毎年、内部監査を行っている。また、特に必要があるときは随時、内部監査を行うことができる。 ・外部監査 「新宿区情報セキュリティ外部監査実施要綱」に従い、情報セキュリティポリシーが遵守されていることを客観的に検証するため、適宜、外部監査を行うものとしている。 （以下、eLTAX） ・審査システム及び国税連携システムについては、毎年度、協議会による情報セキュリティ監査が実施されている。 ・一般社団法人地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルセンタについては、協議会において、毎年度、情報セキュリティ監査（外部監査）を実施している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	

2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	＜当区における措置＞ ・「新宿区情報セキュリティ規則」に基づき、課内の職員に対し、情報セキュリティに関する研修を毎年度1回行い、個人情報保護に係る意識向上を図っている。 ・特定個人情報を取り扱う事務の受託業者との契約にあたり、個人情報の保護及び情報セキュリティに関する「特記事項」を付し、秘密保持、目的外利用の禁止、第三者への提供禁止などを定めており、これらの事項に違反した場合はその事実を公表することができる。その他、故意又は過失により当区に損害を与えた場合は受託業者はその損害を賠償することが定められている。 （以下、eLTAX） ・一般社団法人地方税電子化協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会に担当職員を参加させている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	

3. その他のリスク対策
＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

Ⅴ　開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号160-8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区総務部税務課
②請求方法	本人確認書類の提示及び指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	代理人による請求があった場合は、代理関係を確認するため、戸籍謄本、登記事項証明書、委任状等の書類を窓口に提示してもらう。
③手数料等	[　　無料　　]　　<選択肢> 1) 有料　　2) 無料 （手数料額、納付方法：開示方法で「写しの交付」を選択した場合には、交付費用が必要となる。）
④個人情報ファイル簿の公表	[　　行っている　　]　　<選択肢> 1) 行っている　　2) 行っていない
個人情報ファイル名	住民税賦課情報ファイル、軽自動車税管理情報ファイル、収納管理情報ファイル、滞納整理情報ファイル
公表場所	新宿区役所本庁舎6階　総務部税務課
⑤法令による特別の手続	－
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	－
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	「1. ①請求先」と同じ
②対応方法	問い合わせがあった場合は、対応内容について記録を残す。

Ⅵ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年4月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] ＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施） 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施） 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に全項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	「新宿区パブリック・コメント制度に関する規則」に定めるところにより、郵送、ファックス、窓口持参又は区のホームページから区民意見聴取を行った。区民意見聴取の実施に際しては、区の広報紙「広報しんじゅく」に、特定個人情報保護評価の概要と合わせ意見募集を行う旨の掲載をするとともに、本評価書の内容等を区のホームページに掲載し、かつ、区政情報センター、総務部税務課、区長室広聴担当課、特別出張所及び図書館に備え付け、閲覧可能な状態においた。
②実施日・期間	平成27年7月15日～平成27年8月13日（30日間）
③期間を短縮する特段の理由	－
④主な意見の内容	社会保障・税番号制度における区の取り組みについて。
⑤評価書への反映	評価書へ反映する具体的な意見内容はなし。 寄せられたご意見等に対する区の考え方を、区のホームページに掲載。
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明